

参考資料

2011年5月24日

目次

1. ブロードバンド普及促進に向けた取組		
■ブロードバンド市場の現状	3
■グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース	4
■合同部会の「光の道」構想に関する取りまとめ(概要)	5
■「光の道」整備推進事業(予算措置等)	11
■移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方	12
2. 線路敷設基盤の開放		
■公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン	14
■線路敷設基盤の開放状況等	15
■コロケーションルールの概要	16
■線路敷設に関する課題例	17
3. NGNのオープン化		
■NGNのエリア展開と光契約数の推移	19
■NGNで提供されているユーザ向けサービス	20
■NGNで提供されている競争事業者向けの接続機能	21
■NGNとアクセス回線(加入光ファイバ)の関係	22
■PSTNにおける他事業者によるNTTユーザへの中継サービス(例)	23
4. モバイル市場の競争促進		
■モバイルネットワークの高度化	25
■モバイル端末の多様化	26
■モバイル通信プラットフォームの変遷	27
■モバイルコンテンツ市場の拡大	28
■2009年の接続ルール答申の概要と実施状況	29
■携帯電話接続料の推移	30
■MVNOの進展	31
■フェムトセル基地局の導入	32
■SIMロック解除について	33
■モバイルプラットフォームのオープン化(課金機能の例)	34
5. 公正競争環境の検証・担保の在り方		
■電気通信市場における競争政策の変遷	36
■現行のドミナント規制の枠組み	37
■禁止行為規制について	38
■NTTグループに対するドミナント規制適用の枠組みについて	39
■競争評価の概要	40
■2009年度の競争評価結果	41
■競争セーフガード制度の概要	42
■競争セーフガード制度による検証結果(概要)	43
■NTT東西の活用業務(業務範囲拡大)について	44

1. ブロードバンドの普及促進 に向けた取組

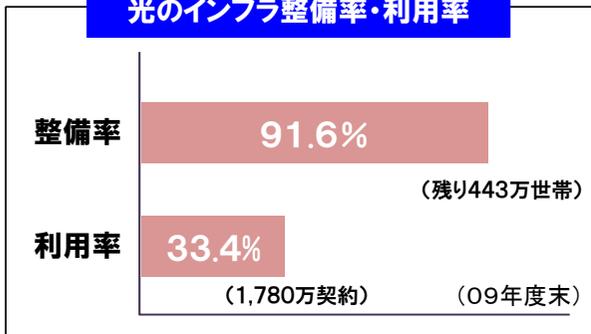
利用の現状

ブロードバンド契約数

(09年度末)

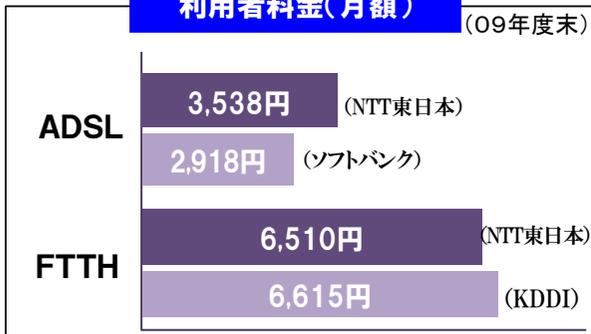


光のインフラ整備率・利用率



利用者料金(月額)

(09年度末)



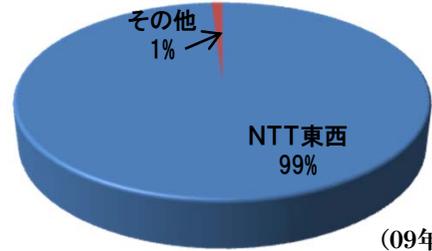
事業者間の競争状況

設備競争の状況

■設備競争とは、「自ら設備を設置してサービスを提供する事業者」間の競争
 (☞設置した設備は、他事業者に貸し出す場合もあり、下記シェアは、他事業者への貸し出し分を含む)

メタル回線

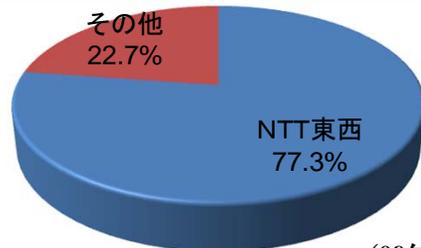
NTT東西のシェアは、99%。設備競争は進展していない状況。



(09年度末)

光回線

電力系事業者、KDDI、CATV事業者が設備競争を実施。NTT東西のシェアは、約77%。



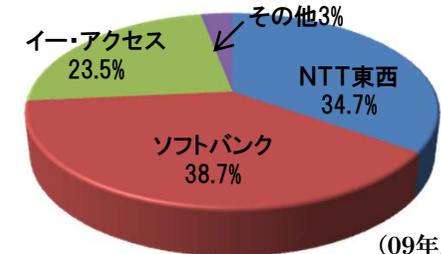
(09年度末)

サービス競争の状況

■サービス競争とは、「自ら設備を設置してサービスを提供する事業者」、「他事業者から設備を借りてサービスを提供する事業者」間の競争

ADSL

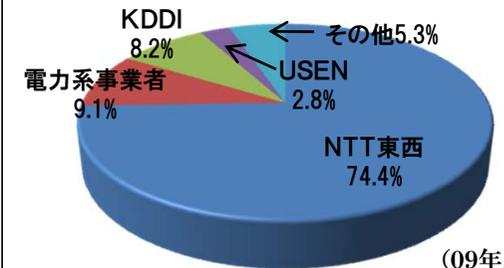
ADSL(メタル回線を用いたブロードバンドサービス):NTT東西のシェアは「減少」傾向



(09年度末)

FTTH

FTTH(光回線を用いたブロードバンドサービス):NTT東西のシェアは「増加」傾向

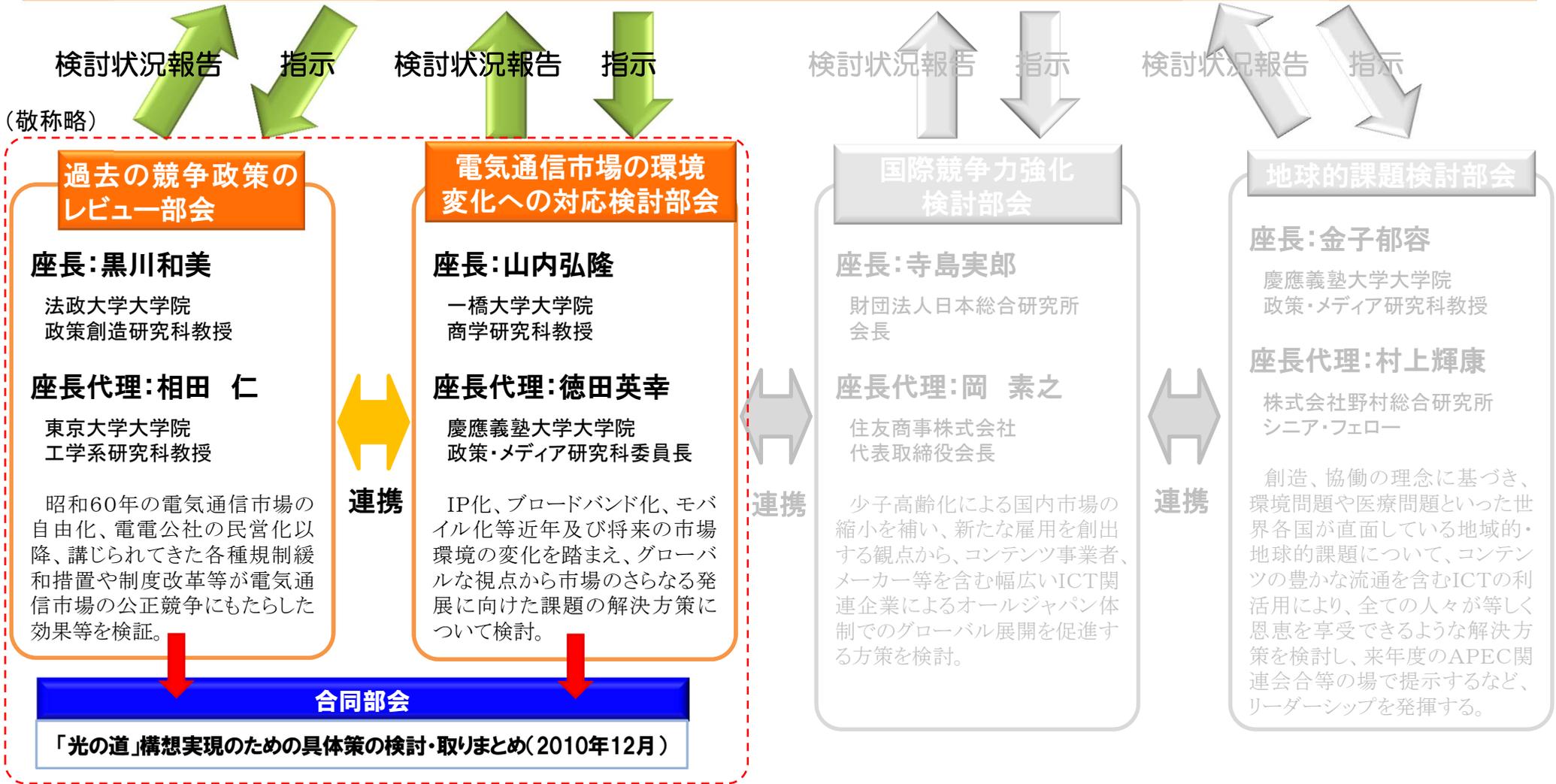


(09年度末)

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

少子高齢化の急速な進展による経済成長への影響等が懸念される中、グローバルな視点から、競争政策を環境変化に対応したものに見直すとともに、ICTの利活用により、我が国及び諸外国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、タスクフォースを発足(2009年10月に第1回会合を開催)

政策決定プラットフォーム (総務大臣、総務副大臣、総務大臣政務官(政務三役)及び各部会の座長・座長代理から構成)



第1章 「光の道」構想の推進

- 情報通信市場の発展には、インフラの高度化が、多彩なサービス(クラウドサービスをはじめとした上位レイヤーサービス等)を生み出し、それが更なるインフラの高度化を促すといったインフラとサービスの有機的な連携が不可欠。
- 諸外国では、超高速ブロードバンド基盤の整備を国家目標として設定し、積極的な取組。我が国も、「光の道」構想を推進し、引き続き世界を先導するようなICT環境の構築が必要。
- 具体的な政策の在り方としては、
 - ・競争政策の一層の推進が、市場の活性化、インフラ整備の促進、利活用の向上につながる。インフラの技術革新や魅力あるサービス等の開発・導入も、インフラ整備に競争が存在して初めて実現。【☞第3章】
 - ・他方、過疎地域等については、民間事業者の競争によるインフラ整備が期待しにくく、そういった地域には、競争政策を補完するものとして、国が支援措置等の一定の役割を担うことにより、インフラ整備とその利活用を進めることが必要。【☞第2章】
 - ・また、我が国は、超高速ブロードバンド基盤は世界最高水準であるものの、その利活用には課題。医療、教育、行政等の分野において、利活用を阻害する制度・規制等の抜本的な見直しを図ることにより、利活用の向上を図ることが必要。【☞第4章】

第2章 未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備の推進

- 未整備地域(残り約10%世帯)の超高速ブロードバンド基盤は、競争環境の中での民間主導による整備を原則とすることが適当。ただし、整備コストは多大であり、短期的には採算ベースでの整備が困難と想定。基盤整備を加速化するインセンティブの付与が必要。
- このため、これまで実績のある公設民営方式を基本とし、整備した基盤の利活用を促進する観点から、地方公共団体等が、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行う場合に、国が財政支援等を講じることが適当。

第3章 NTTの在り方を含めた競争政策の推進

これまでの競争政策は、設備競争とサービス競争の適切なバランスを図りながら推進。

(1) アクセス網のオープン化等の在り方

1) 設備競争の促進(線路敷設基盤の開放等)

- 電柱・管路等の線路敷設基盤の開放については、事業者の要望等を踏まえ、移動通信事業における鉄塔等設置に関する課題を含め、引き続き更なる取組の検討が適当。
- アクセス網の多様化の推進の観点から、ワイヤレスブロードバンドの整備・普及に向け、国は大胆な周波数の再配分を行うことが必要。早期の周波数再編を実現する観点から、既存の周波数利用者の移行コストを移行後の周波数利用者が負担することとし、移行コストの負担可能額として提示された金額の多寡を踏まえて移行後の周波数利用者を国が選定するという、オークションの考え方を取り入れた制度の検討が適当。さらに、諸外国で実施されているオークションについても、周波数再編の状況も踏まえて議論を進めることが必要。

2) サービス競争の促進(加入光ファイバ接続料の見直し)

- 超高速ブロードバンドのインフラ整備率が90%を超える中で、利用率が30%強という状況やFTTH市場でのNTT東西のシェアが依然上昇傾向(約75%)にあることから、加入光ファイバ接続料の低廉化を図り、今後のFTTH市場の活性化を図ることが極めて重要。
- 加入光ファイバ接続料算定の在り方について、総務省及び関係事業者において、設備競争への影響等に十分に留意した上で、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当。

(2)中継網のオープン化の在り方

- NTT東西が構築した次世代ネットワーク(NGN)は、今後、我が国の基幹的な中継IP網になると考えられるため、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多様なサービスを柔軟に提供できるように、適時適切にオープン化されることが重要。
- PSTN(電話網)のマイグレーションに当たっては、その早期実現を図る観点から、現行のNGNで実現していないサービス・機能(番号ポータビリティ機能、マイライン等)等の扱いの整理が必要。また、多様な事業者が多様なコンテンツ等を提供するためには、NGNの通信プラットフォーム機能(認証機能等)のオープン化の検討が必要。
- 他事業者による競争的サービスの提供や多様な事業者による多様なコンテンツ等の提供を可能とするため、総務省及び関係事業者において、NGNでの通信プラットフォーム機能の在り方やPSTNで実現していた機能・サービスの取扱いを含め、NGNで実現すべきアンバンドル機能・サービスやマイグレーションに伴う課題等について速やかに検討を開始することが適当。

(3)ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方

- 公正な競争環境を整備するためには、アンバンドルされたボトルネック設備をNTT東西が利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要。
- これまでも公正競争上の問題(116番窓口(総合受付窓口)での光サービスの営業等)が指摘。平成21年11月、NTT西日本で接続情報の目的外利用の事案が判明。本合同部会のヒアリングで、NTT東西のボトルネック設備保有部門と利用部門間の構造的措置が必要との意見。
- このため、ボトルネック設備利用の同等性を一層確保する措置を講じる必要がある。その手法としては、大別すると、構造的措置として、「資本分離」、「構造分離」、非構造的措置として、「機能分離」が考えられる。この3案を次頁の観点から検討。

(3) ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方(続き)

(NTT東西の組織形態の在り方)

- サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、以下の観点を総合的に判断すると、本合同部会としては、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに「機能分離」を行うことが、現時点においては最も現実的かつ効果的。

評価の観点	考え方
①設備競争、サービス競争の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス競争は、ファイアウォールが徹底されるほど進展。 ・設備競争への影響は、いずれの形態も概ね中立的。ただし、分離アクセス会社に光ファイバ整備の特別な役割を与える場合は、インフラ整備独占化や設備競争減退の可能性は高まる。
②国民のアクセス権の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの経営形態においても、ユニバーサルサービス制度の設計次第でアクセス権の保障は可能。
③グローバル競争への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・財務体力、技術力、機動力等様々な要素が影響。 ・経営形態の在り方のみから一概にその優劣を判断することは困難。
④NTT株主への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・加入光ファイバ網が、投資回収フェーズに入っている点にも留意が必要。 ・また、分社化の程度が強まるほど、既存株主への影響は大きくなると想定。
⑤実現のための時間、コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・機能分離の場合は、比較的短期間で実現可能。別会社を創設する場合は、法案成立時点から2年程度の期間は必要と想定。また、相応の会社分割コストも発生するものと想定。
⑥「光の道」整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの経営形態も概ね中立的。 ・インフラ整備専門の別会社の場合、光ファイバの投資インセンティブ等の確保が課題。

- この関連で、通信事業者1社から提案されている光アクセス会社構想(※)については、事業成立の可能性(光ファイバ投資額、アクセス回線維持費、バランスシート、工事力の確保等)やメタルから光へのマイグレーションに係る諸課題を踏まえると、その実現には不確実性が高いと考えられる。

※NTT東西のアクセス回線部門を資本分離して光アクセス会社を設立し、5年間かけて需要にかかわらず計画的に光回線整備・メタル回線の巻取りを実施。

(3) ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方(続き)

(機能分離)

- 機能分離の導入に当たっては、金融機関に対するファイアウォール規制など他業界の取組も参考にして、ボトルネック設備利用の同等性を確保するための厳格なファイアウォール措置を構築させることが適当。
- この際、NGNは、加入光ファイバと一体的に構築され、連携して機能すること等から、ファイアウォール強化の対象となる設備は、現行のボトルネック設備の範囲(アクセス網及びこれと一体的に設置される中継網)を軸に検討することが適当。
- 具体的な措置としては、ボトルネック設備保有部門と同利用部門間での物理的な隔絶、情報管理システム上のアクセス制限等による厳格な情報遮断措置その他適正な競争関係を確認するための体制整備や実効的な監視の仕組みを検討することが適当。

(子会社等との一体経営への対応)

- NTT東西は、経営効率化の観点から、営業・保守等の業務について県域等を単位とするアウトソーシング子会社に委託。NTT西日本及びその県域等子会社で行われた接続情報の目的外利用の事案のように、現行のボトルネック設備利用の同等性確保のための規制が遵守されていないケースが発生。
- 委託先子会社等による禁止行為規制の潜脱行為を防止し、規制の実効性を確保する観点から、NTT東西に対し、現行行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置を講じることが適当。

(NTT東西の業務範囲の在り方)

- NTT東西の業務範囲について、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点から、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図った上で、かつ、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、NGN上のサービスの新たなメニュー追加など市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度・ルールの見直しを行うことには、一定の合理性。

(4)ユニバーサルサービスの在り方

1)移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方

- 情報通信審議会答申案(本年10月公表)では、ユニバーサルサービスの対象は、従来と同様、いわゆる「電話」が適当との考えの下、基本料額が現行の住宅用加入電話基本料額の範囲を大きく上回らない光IP電話を追加(光IP電話のコストは、当面補てんしない)。
- これにより、メタルと光の二重投資の回避が可能となり、「光の道」構想推進への寄与が期待。ただし、現状では、上記要件に該当する光IP電話の提供地域は限定的。今後の状況を踏まえ、適時適切に制度見直しの検討が行われることが望ましい。

2)「光の道」実現後のユニバーサルサービス制度の在り方

- ユニバーサルサービス制度は、全国におけるサービスの適正、公平、かつ安定的な提供を維持するための制度。ブロードバンドが全国に普及していない現時点で、直ちに「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスの対象として取り扱うのは時期尚早。
- 今回の「光の道」構想の実現に向けた各種取組により、光化、IP化の加速的な進展が期待。そのような急速な市場環境の変化に対応できるように、総務省として適時適切に制度の見直しに取り組むことが求められる。

(5)今後の市場環境の変化への対応

- EUで導入されているような総合的な市場支配力に着目した規制(いわゆるSMP(Significant Market Power)規制)は、市場をいかに画定するかで規制対象及び規制の内容が大きく異なるため、規制の予見性が低いとの指摘。
- 他方、ボトルネック性以外の要素にも着目して市場支配力を判断し、その状況に応じた規制を柔軟に課すことができるという利点。ただし、その導入に当たっては、規制全般の抜本的な見直しが必要になることが想定されるため、十分な検討が必要。
- 事業者の要望を踏まえ、まずは子会社等との一体経営への対応を行い、その上で、SMP規制については、今後の電気通信市場の変化を踏まえ、より適正な規制の在り方を継続的に検討する観点から、引き続き検討を行うことが適当。

「光の道」整備推進事業(予算措置等)

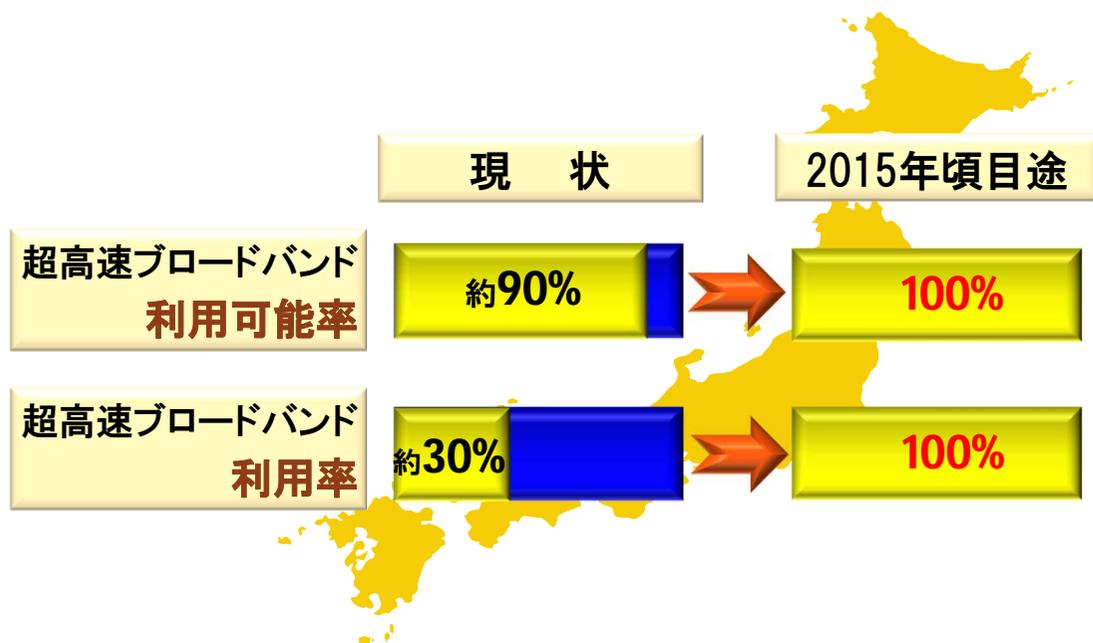
■ 「光の道」整備推進事業 24.0億円 (新規)【平成23年度予定額】

- 教育・医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援。

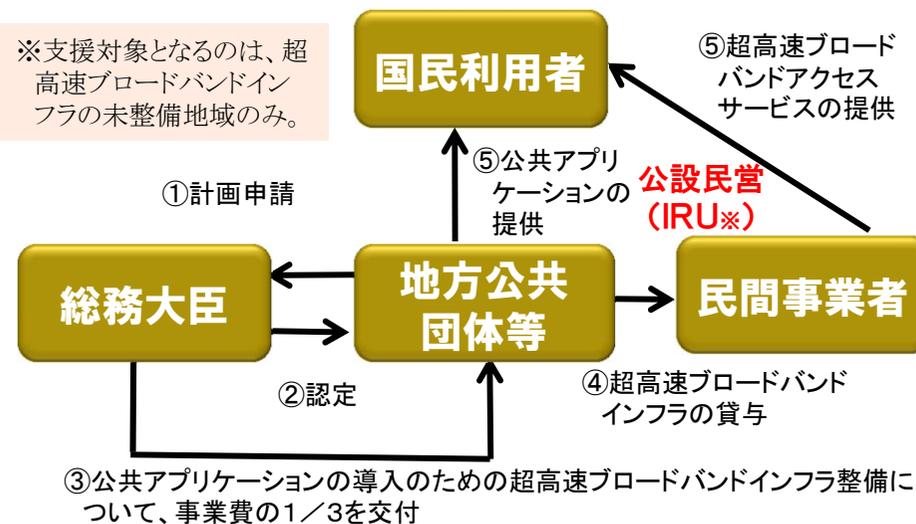
■ 「光の道」推進税制 税制改革

- 超高速ブロードバンドを活用した教育・医療分野の公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる設備を取得した事業者に対し、法人税および固定資産税の特例措置を適用。

「光の道」構想の推進



「光の道」整備推進事業



※ IRU (indefeasible right of user) とは: 関係当事者の合意がない限り、破棄したり終了させることができない回線使用权。

移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 (情報通信審議会答申(2010年12月)の概要)

1. 移行期におけるユニバーサルサービス

メタルの加入電話と光ファイバ整備の二重投資を回避し、メタルから光への円滑な移行を図る観点から、**ユニバーサルサービスの対象として光IP電話を追加**することに関し、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲等について以下を指摘。

- ✓ 通信品質については、加入電話との同等性が確保されているOAB～J番号を使用するもの。
- ✓ 料金については、**NTT東西の加入電話の料金水準を勘案した範囲**のもの。
 - ・ 少なくとも、現行の加入電話の住宅用基本料額の最高額の範囲内(1700円/月以下)で提供されるのであれば、ユニバーサルサービスとなりうる。
 - ・ 自治体IRU地域の場合、現行の加入電話の住宅用基本料額の最高額と比較して1割に満たない範囲の違い(1700円/月×1.1=1870円未満)であれば、妥当な範囲。

➡ 以上の条件を満たす光IP電話を提供する場合には、メタルの加入電話の新規提供を行わなくてよい

2. 光IP電話のコストに係る補填の要否

- ✓ 当面、光IP電話の補填は行わず、従来どおり、加入電話の維持コストを補填
 - ・ 当面、ユニバーサルサービスとしての光IP電話の対象は自治体IRU地域が想定され、現状では対象地域が限定。
 - ・ 自治体IRU地域は、補助金等を受けた自治体により設備構築が行われ、サービスの提供が行われている実態。
 - ・ 光IP電話をユニバーサルサービスの対象としても、当面は、加入電話の維持が引き続き必要。

3. 「光の道」実現後のユニバーサルサービス

- ✓ 「電話」を前提とした制度から、「ブロードバンド」を念頭に置いた新たな制度の枠組みが必要。
 - ・ 「電話」を前提とした「移行期」までのユニバーサルサービスとは質的に異なり、基本的な考え方についても大きく変更が必要。
 - ・ 現行のNTT法を前提とした「電話」の維持・確保の制度から、多様な事業者によるサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保の制度への転換が必要。

2. 線路敷設基盤の開放

■2001年4月、電気通信事業者による光ファイバ網等の整備促進のため、公益事業者が保有する電柱や管路等の線路敷設基盤の貸与手続等の標準的な取扱いを示した「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定。

■これまでの事業者の要望等を踏まえ、5回の改正を実施。

ガイドラインの概要

(1) ガイドラインの対象

- ① 設備保有者: 電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者
- ② 事業者: 認定電気通信事業者
- ③ 設備:
 - i) 電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用できる設備
 - ii) 鉄塔等

(2) 設備提供4原則

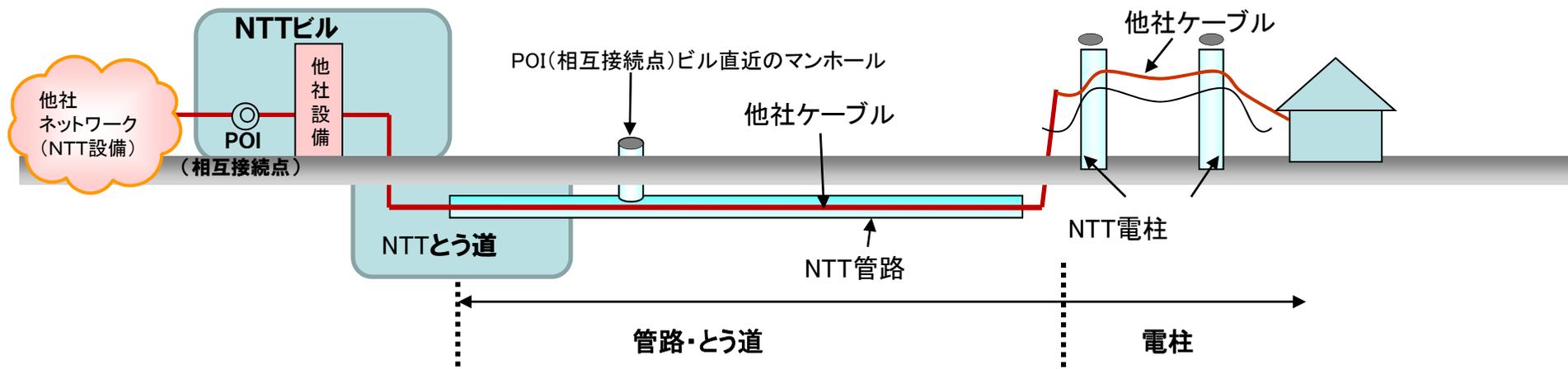
- ① 公正性の原則
- ② 無差別性の原則
- ③ 透明性の原則
- ④ 効率性の原則

(3) 貸与手続等

- ① 調査回答期間: 原則2ヶ月以内に提供の可否を回答。
- ② 貸与拒否事由: 区間に空きがない場合、技術基準に適合しない場合等を規定
- ③ 貸与期間: 原則5年 等

ガイドラインの改正経緯

改正年	改正概要
2002年	電柱への共架に関する「一束化」に関する規定を追加
2003年	支線共用に関する規定、腕金類の設置に関する規定を追加
2004年	使用可能時期の照会に対する回答努力義務、支線共用拒否事由の通知等に関する規定の追加
2007年	効率性の原則及び定型・反復的な光引込線等に係る設備使用に関する手続の簡素化に関する規定を追加
2010年	対象設備に携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加



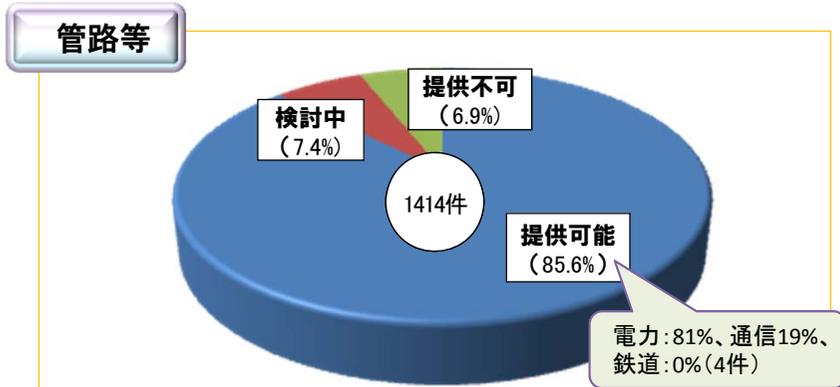
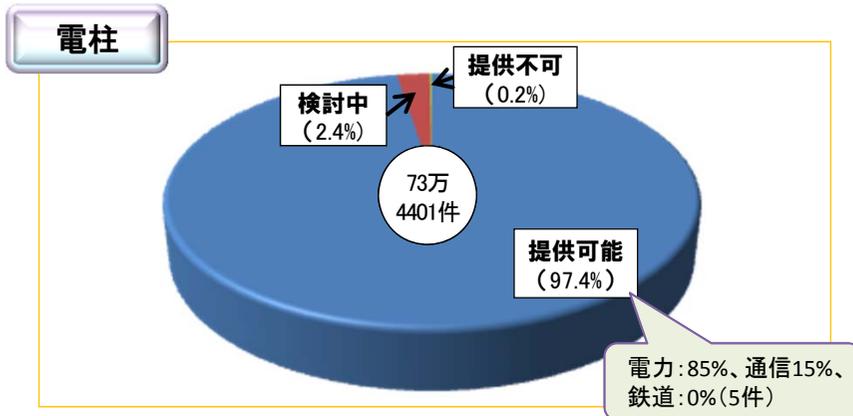
線路敷設基盤の開放状況等

■通信事業者、電力事業者、鉄道事業者といった線路敷設基盤の保有事業者から、電気通信事業者に対し、電柱は、約3,090万本、管路等(とう道、ずい道を含む)は、約13,400Km貸与(2009年12月末)。

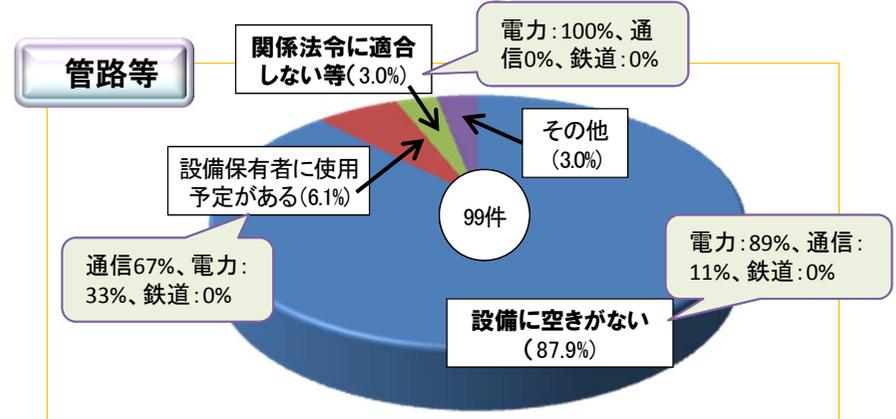
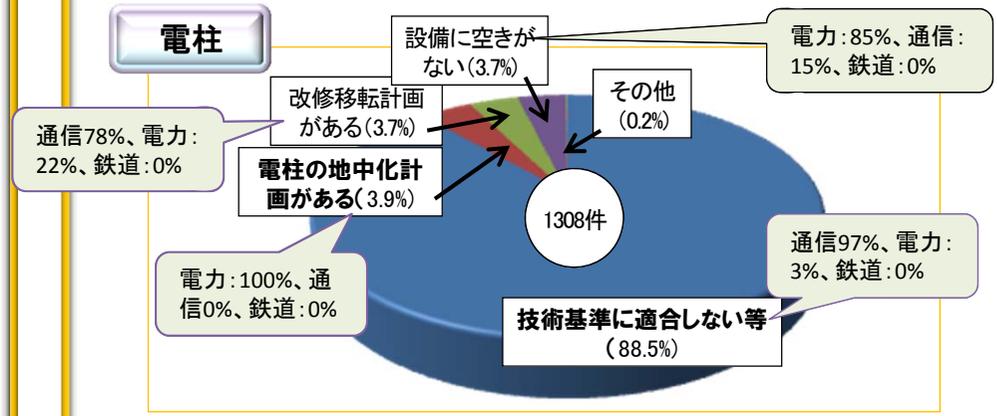
■利用可否の調査申し込みに対し、提供不可との回答は、電柱で約0.2%、管路等で約7%の状況。また、実際の利用申し込みに対する拒否回答は、電柱で0.005%、管路等で0%の状況(2009年1月～2009年12月)。

■利用可否の調査申し込みに対し提供不可とする理由は、「技術基準に適合しない等」や「設備に空きがない」などが多い。

利用可否の調査申し込みに対する回答



提供不可の回答理由



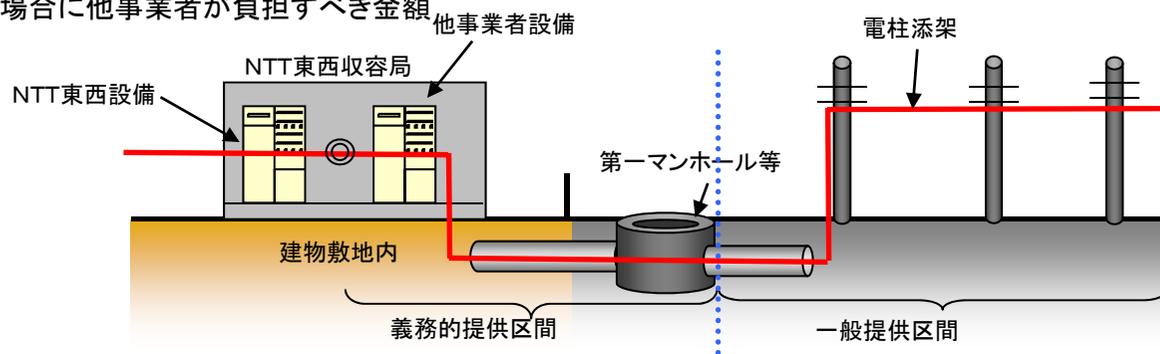
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

■ コロケーションに関する手続等について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)

- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)
- ⑤ コロケーション設備についてNTT東西が工事・保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はとう道並びに接続を行うために必要な電柱



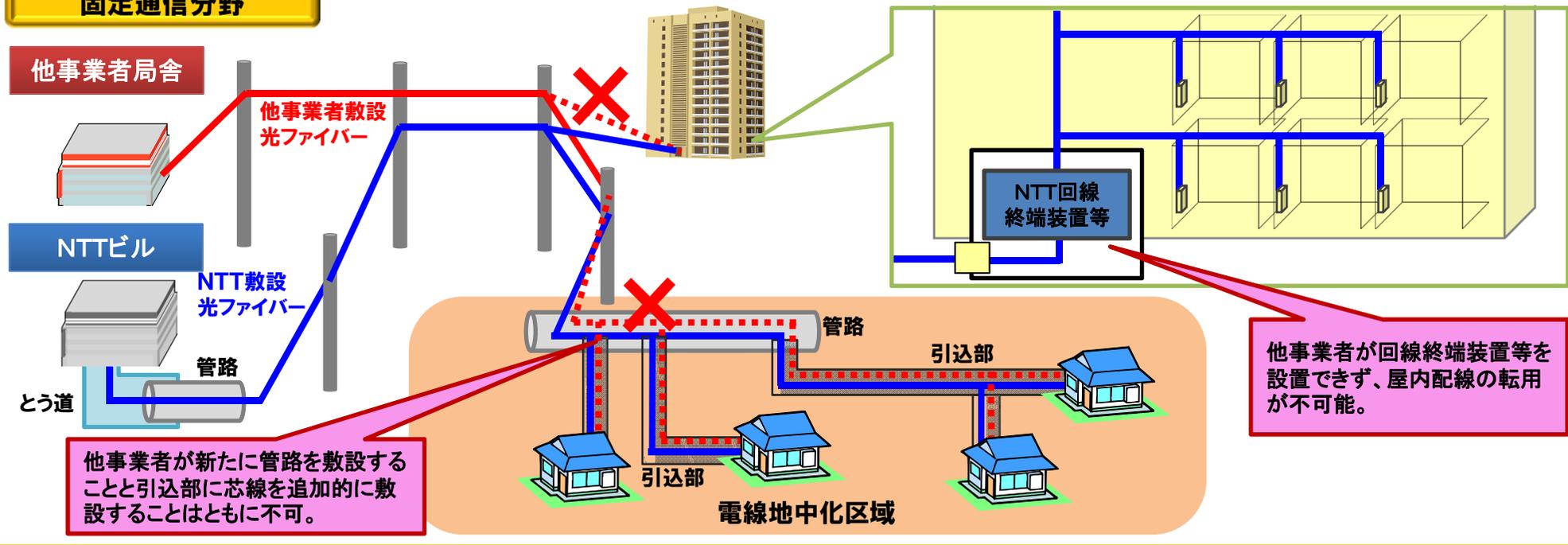
コロケーションルールの整備

97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・ 標準的処理期間 ・ 工事保守費用
00年12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、以下の事項を接続約款に規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・ 空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年10月	接続を行うために必要な電柱におけるコロケーション手続及び金額を接続約款に規定。

■ 線路敷設に関する課題として、

- 1) 固定通信分野： マンション内の屋内配線の光化や電線の地中化等が進展する中で、集合住宅へのアクセスや事業者切替えのための屋内配線に係る課題
- 2) 移動通信分野： 設置スペース等の関係から、鉄塔等の設置に係る課題等が指摘されているところ。

固定通信分野



移動通信分野



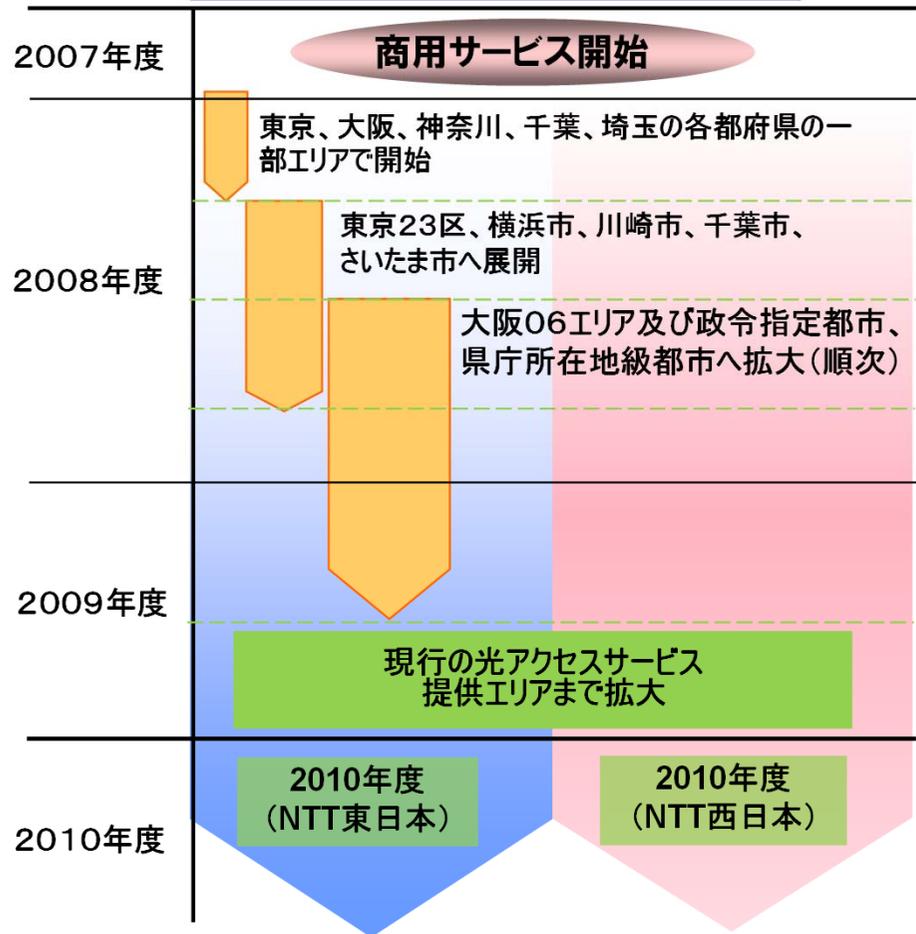
3. NGNのオープン化



NGNのエリア展開と光契約数の推移

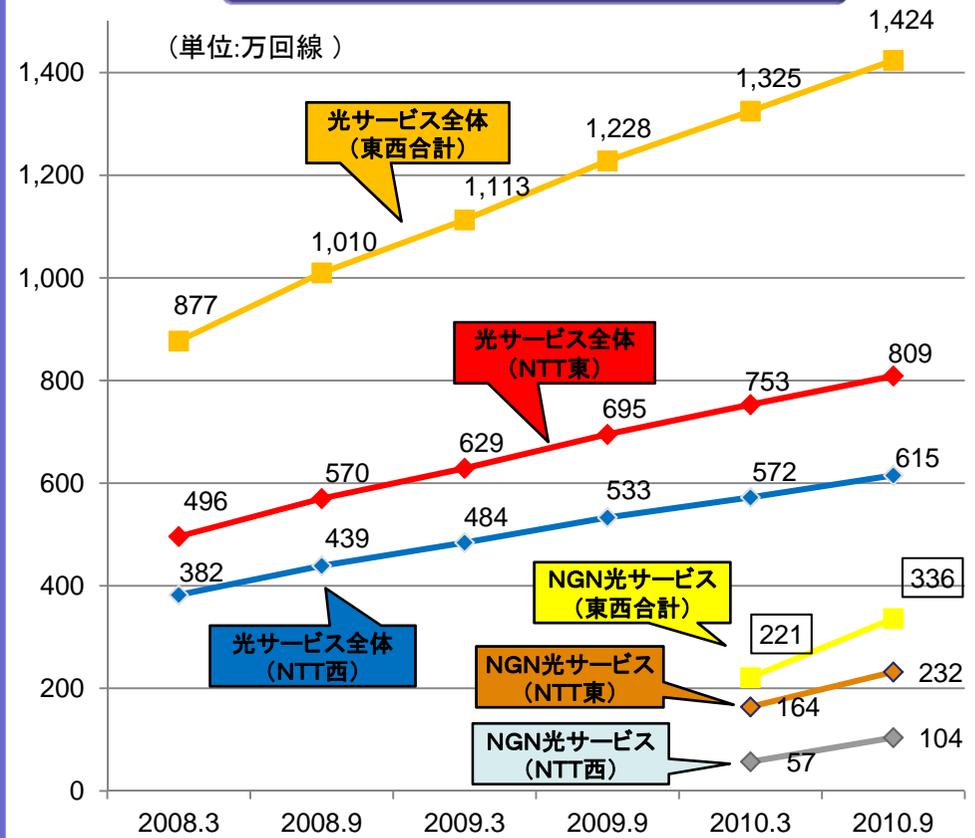
- 2008年3月にNGNの商用化開始。NTT東西ともに、2010年度に現行の光アクセスサービス(地域IP網を用いた光サービス:Bフレッツ)の提供エリアまで拡大を完了予定。
- NTT東西のNGN網を用いた光サービス(フレッツ光ネクスト)の契約数は、光サービス全体の2割強。
- NTT東西は、NGN網を用いた光サービスの提供地域拡大に伴い、当該サービスを利用可能な地域においては、地域IP網を用いた光サービスについて、2012年3月末をもって新規申込の受付を終了予定(2011年2月公表)。

NGNのエリア展開



(出典)NTT資料

フレッツ光契約数の推移



※:NTT東日本においてはBフレッツ及びフレッツ 光ネクストの契約数。NTT西日本においてはBフレッツ、フレッツ・光プレミアム、フレッツ・光マイタウン及びフレッツ 光ネクストの契約数。
※NGN光サービスの2010年3月より前の契約数は非公表。

NGNで提供されているユーザ向けサービス

- QoSサービスとして、高品質のひかり電話・テレビ電話・データコネクト及びマルチキャスト等のコンテンツ配信向けサービスを提供。
- ベストエフォートサービス及びQoSサービスの標準品質でのひかり電話・テレビ電話の通話料金は、従来と同程度の料金水準。
- 上記以外のQoSサービスについては、利用しやすい料金となるよう設定。

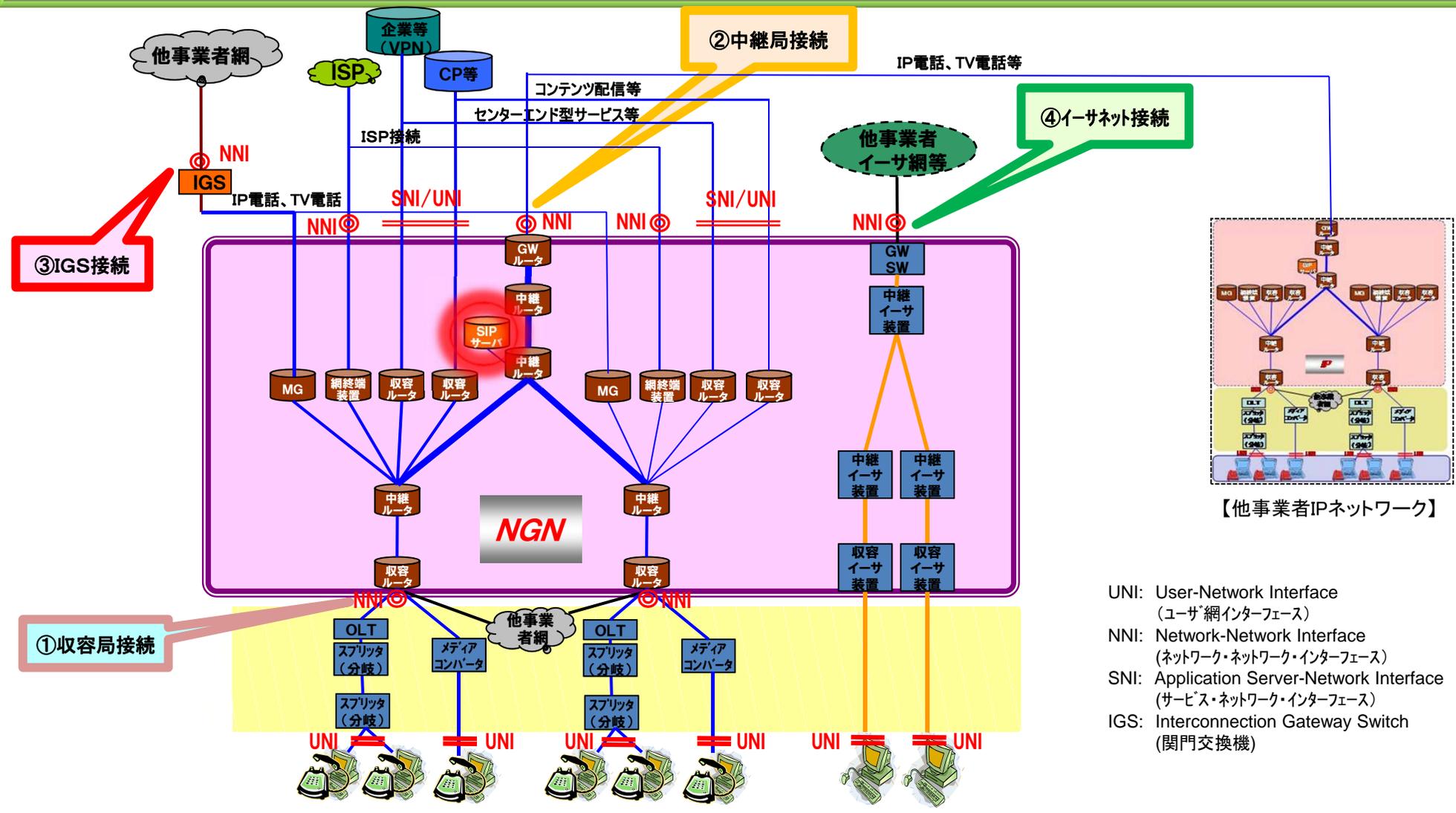
サービス分類	NGNのネットワークサービス	
光ブロードバンドサービス -インターネット接続 -IPv6通信機能を標準装備	戸建て向け <i>(最大通信速度200Mbps※西日本では概ね1Gbpsも提供)</i> 集合住宅向け <i>(最大通信速度200Mbps※西日本では概ね1Gbpsも提供)</i> 事業所向け <i>(最大通信速度概ね1Gbps)</i>	
0AB-J IP電話/ テレビ電話	QoS	ひかり電話 (標準品質、 <i>高品質[7KHz]</i>) <i>ひかり電話オフィスA(エース) (標準品質、高品質[7KHz])</i> <i>ひかり電話ナンバーゲート (標準品質、高品質[7KHz])</i> テレビ電話 (標準品質、 <i>標準テレビ品質、ハイビジョン品質</i>) <i>データコネクト(帯域確保型のデータ通信サービス)</i>
VPN (センタ-エンド型、 CUG型サービス)		QoS ベストエフォート
コンテンツ 配信向け サービス	QoS	<i>ユニキャスト (帯域確保)</i> <i>マルチキャスト (帯域確保)※地デジIP再送信向け</i>
	ベストエフォート	ユニキャスト マルチキャスト
イーサネットサービス	イーサ (県内・ <i>県間とも</i>)	

【凡例】 : 2010年7月末現在提供中のもの : 今後提供予定のもの

斜字: NGNで新規に提供した機能

NGNで提供されている競争事業者向けの接続機能

- NTT東西のNGNは、既存のIPネットワークを高度化・大容量化していくものであり、既存のIPネットワークは最終的にはNGNに置き換えられていく予定。
- 公正競争環境確保の観点から、NGNを接続ルールの対象範囲とするため、第一種指定電気通信設備に指定したうえで、現在4つの機能(収容局接続、中継局接続、IGS接続、イーサネット接続)について個別の接続料を設定している。

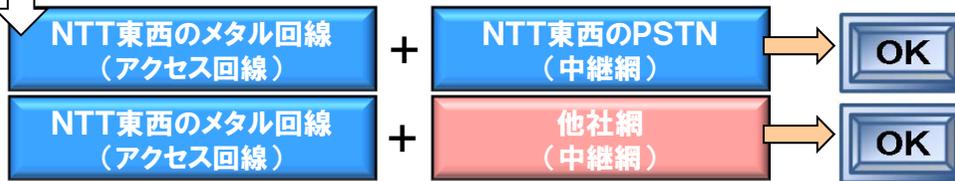
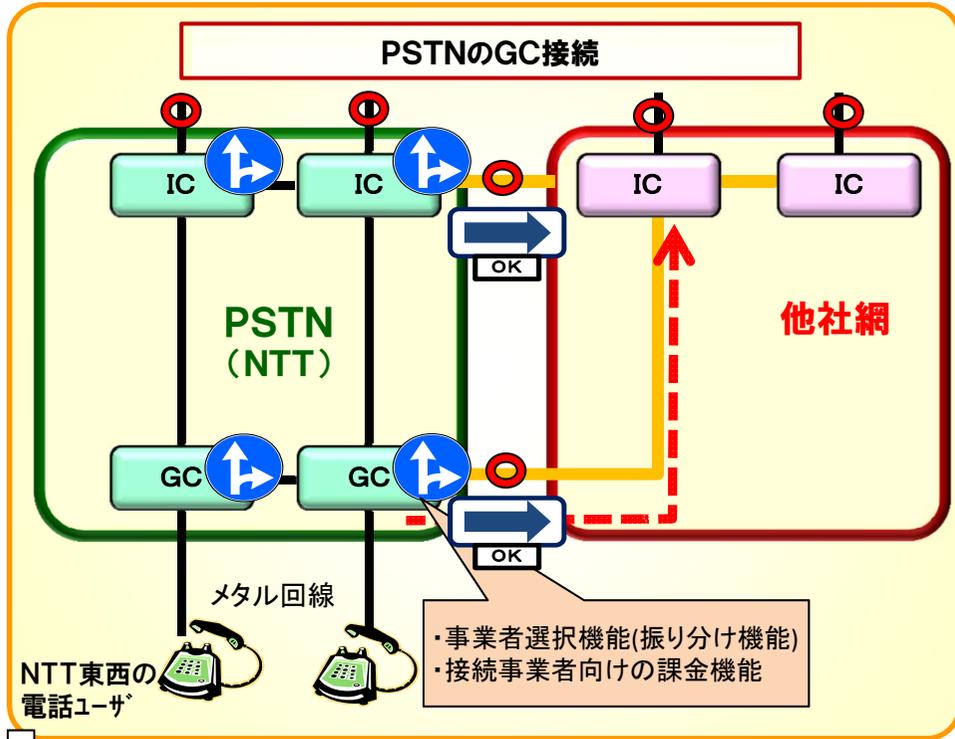


UNI: User-Network Interface
(ユーザ網インターフェース)
 NNI: Network-Network Interface
(ネットワーク・ネットワーク・インターフェース)
 SNI: Application Server-Network Interface
(サービス・ネットワーク・インターフェース)
 IGS: Interconnection Gateway Switch
(関門交換機)

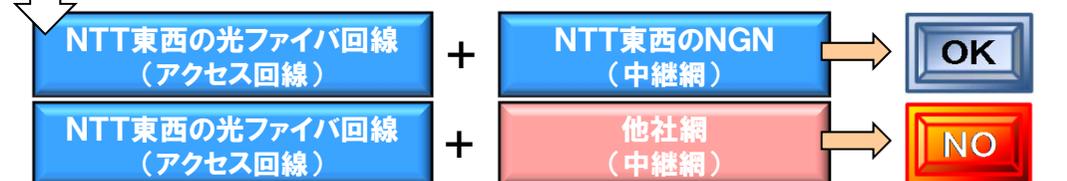
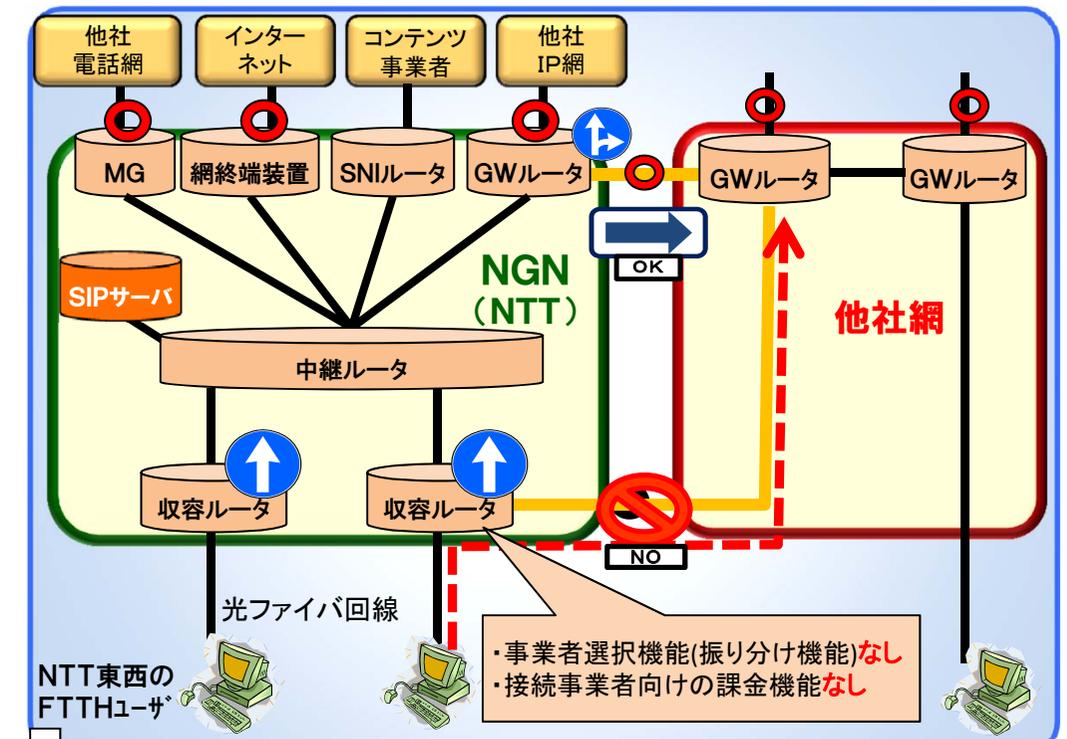
NGNとアクセス回線(加入光ファイバ)の関係

■ NGNは、加入光ファイバと一体的に構築され連携して機能。GC接続が実現している電話網(PSTN)とは異なり、NGNでは、NTT東西の光アクセスユーザに対し、他事業者が中継網によるサービスを提供することが困難となっている。

PSTNでは、GC接続が実現



NGNでは、GC類似接続は実現していない



【09年10月6日 情報通信審議会答申】

NGNにおけるGC接続類似機能をアンバンドルするためには、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、収容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、収容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送するように設計されている。そのため、アンバンドルにはルータ等の容量の抜本的な見直しが必要といった課題がある。

PSTNにおける主な競争事業者によるNTT東西ユーザへの中継サービス(例) 23

マイラインの登録状況 (2011年3月末)

(単位:千回線)

出典: マイライン事業者協議会HP (参加社11社)	マイライン登録区分 ※1、※2				合計 ※3
	市内通話	県内 市外通話	県外通話	国際通話	
NTTコミュニケーションズ	9,929	10,200	21,703	20,056	62,076
NTT西日本	7,738	7,226	-	-	14,964
NTT東日本	7,667	7,140	-	-	14,807
KDDI	2,020	2,451	2,697	2,890	10,058
ソフトバンクテレコム	959	1,282	1,395	1,454	5,090
フュージョン・ コミュニケーションズ	585	683	787	691	2,746
九州通信ネットワーク	167	165	159	-	491
UCOM	22	20	21	19	82
NTTぷらら	-	0	5	4	9
ベライゾンジャパン	-	-	-	9	9
ティー・システムズジャパン	-	-	-	5	5

※1 数値はNTT東日本エリアとNTT西日本エリアにおけるマイラインとマイラインプラスの登録者数の合算値。

※2 数値は申込書がマイラインセンターに届いて登録工事が完了したもの(申込書を受付けたものであっても、登録処理中のものは、含まれていない)

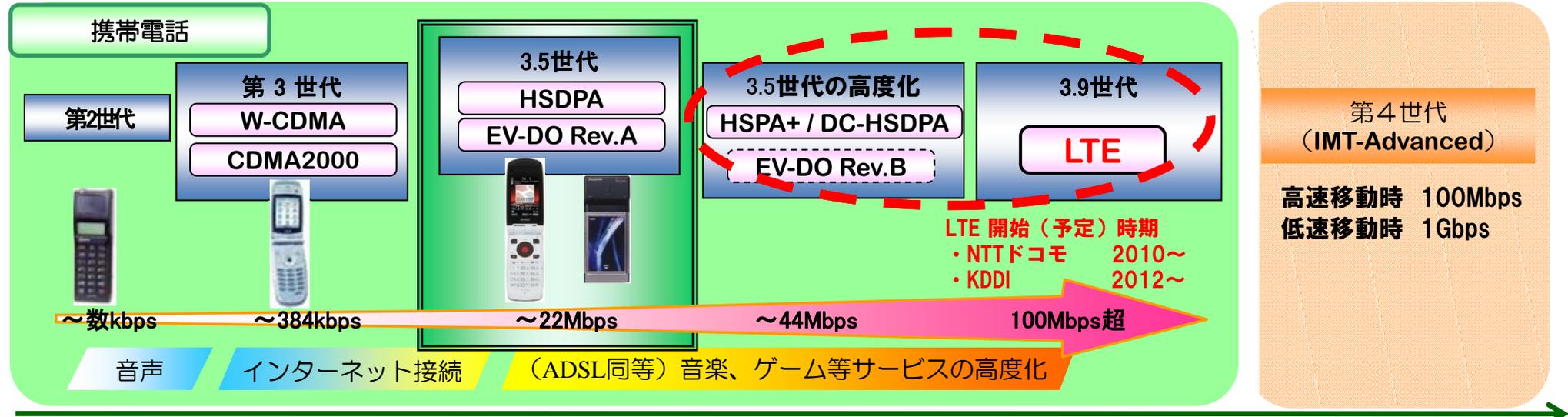
※3 合計は各通話区分における重複を含む。

4. モバイル市場の競争促進

モバイルネットワークの高度化

通信方式の高度化

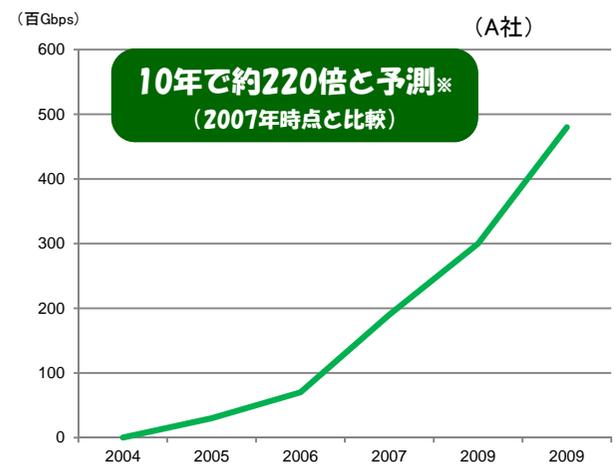
方式の高度化とともに高速化、大容量化を実現。2010年12月よりNTTドコモがLTEサービスを開始。



モバイルトラフィックの増加

モバイルトラフィックの需要の増大の対策として、通信事業者は、通信方式の高度化、WiFi等へのトラフィックの分散などに取組。

<モバイルトラフィックの推移>



<トラフィック増に向けた各社の取組>

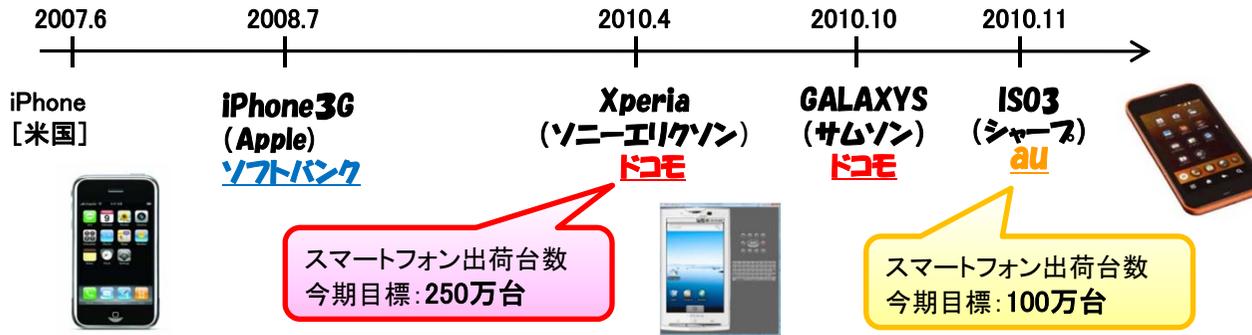
①LTE <ul style="list-style-type: none"> ・2010年12月24日サービス開始 ・最大速度: 下り最大75Mbps ・2014年度末には人口カバー率約70%予定 		2011年7月開始予定 2012年12月開始予定 2012年開始予定
<ul style="list-style-type: none"> 高速通信速度約10倍 大容量周波数利用効率約3倍 低遅延伝送遅延約1/4 	((FOMAサービス(HSPA)と比較))	
②WiFiサービス <ul style="list-style-type: none"> ホームU (最大54Mbps) 		ケータイWiFi (最大54Mbps) ポケットWiFi (最大42Mbps)
WiFi WIN (最大54Mbps)		

モバイル端末の多様化

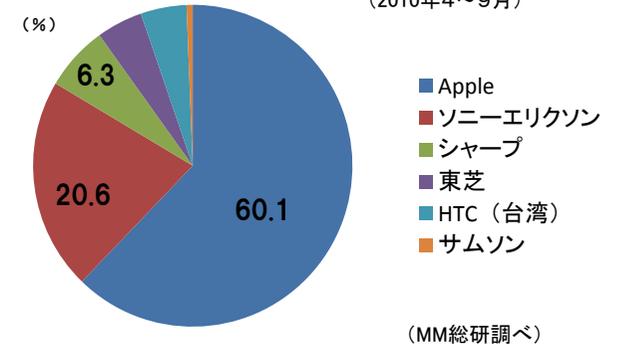
スマートフォンの拡大

2008年7月のiPhone発売以来、携帯出荷台数に占めるスマートフォンの割合が増加。**2010年度末には、昨年度比2.9倍の675万台の出荷見込み。** (MM総研調べ)

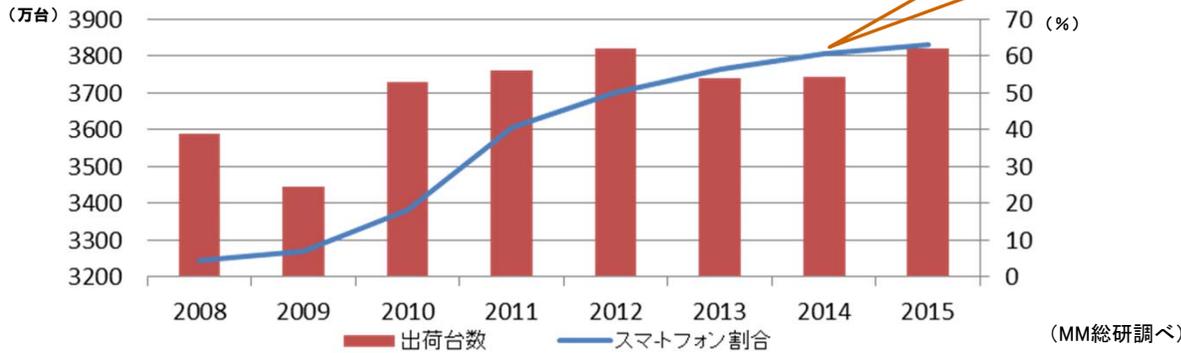
国内スマートフォンの発売状況



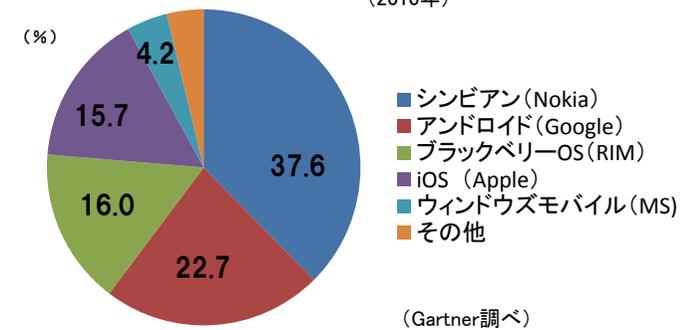
国内スマートフォン出荷シェア



携帯出荷台数におけるスマートフォンの割合

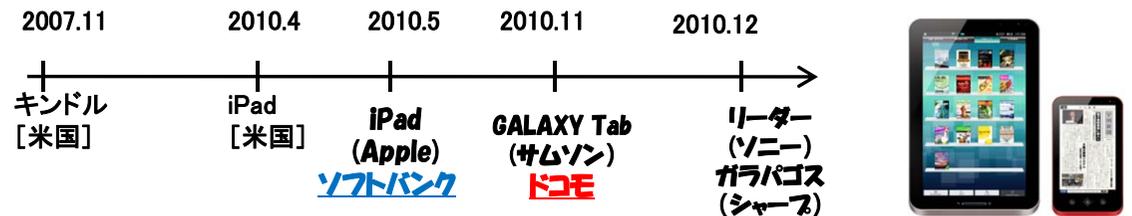


携帯端末向けOSの多様化

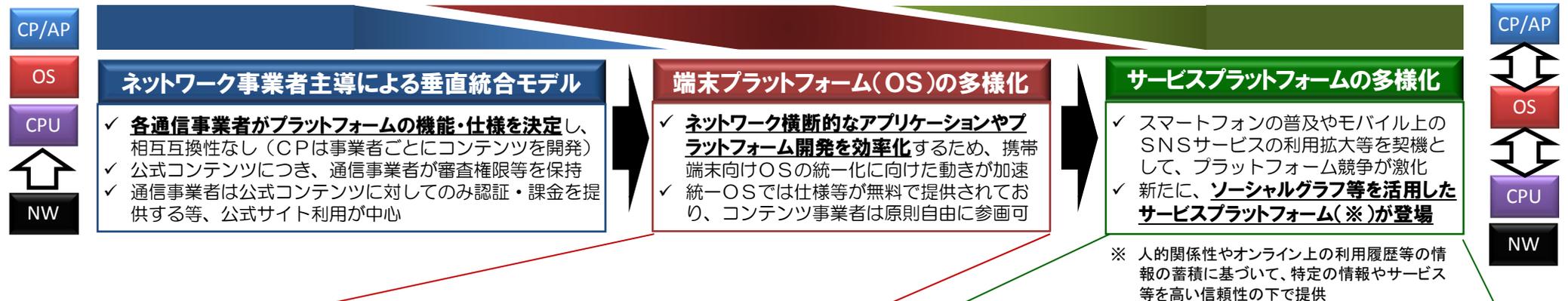


タブレット端末の拡大

電子書籍の普及等に伴い、タブレット型端末が増加。**2010年には50万台、2011年は142万台の出荷見込み。** (IDCジャパン調べ)



モバイル通信プラットフォームの変遷



ソーシャル化の進展(Facebook の例)

- ✓ Facebookのアクセス数がGoogleのアクセス数を超過 ('10.3)
- ✓ ソーシャルゲームZyngaでFacebookポイントの利用が可能 ('10.5)
- ✓ MS Bing(米)が検索結果にFacebookのLike! 機能を反映 ('10.12)

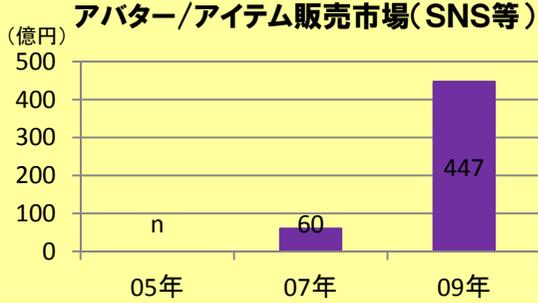
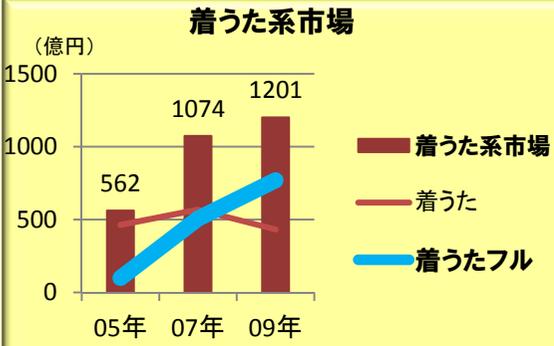
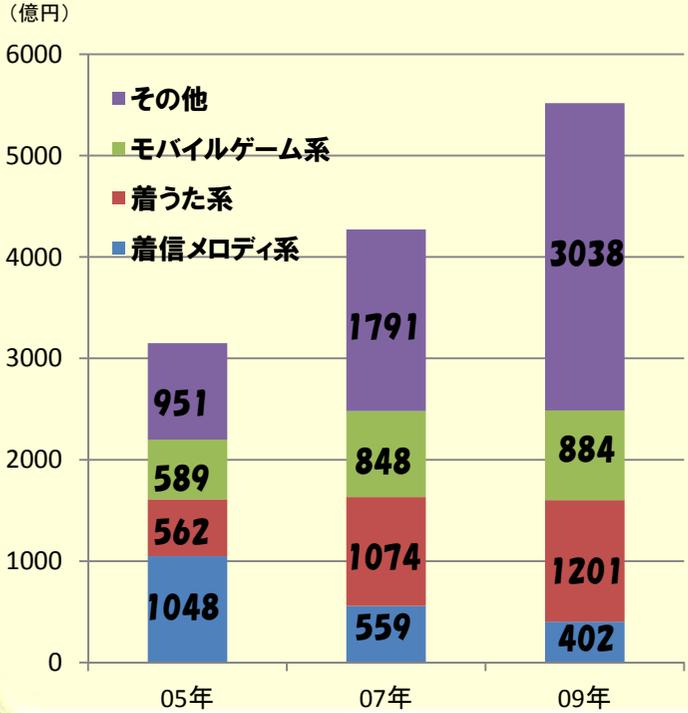
(出典)(mixi IR資料)

☞ **端末やコンテンツとの連携により魅力を高めたプラットフォームが急伸**
 (参考) ノキア社が独自OS「Symbian」の継続開発を断念 (2011年2月)

モバイルコンテンツ市場の拡大

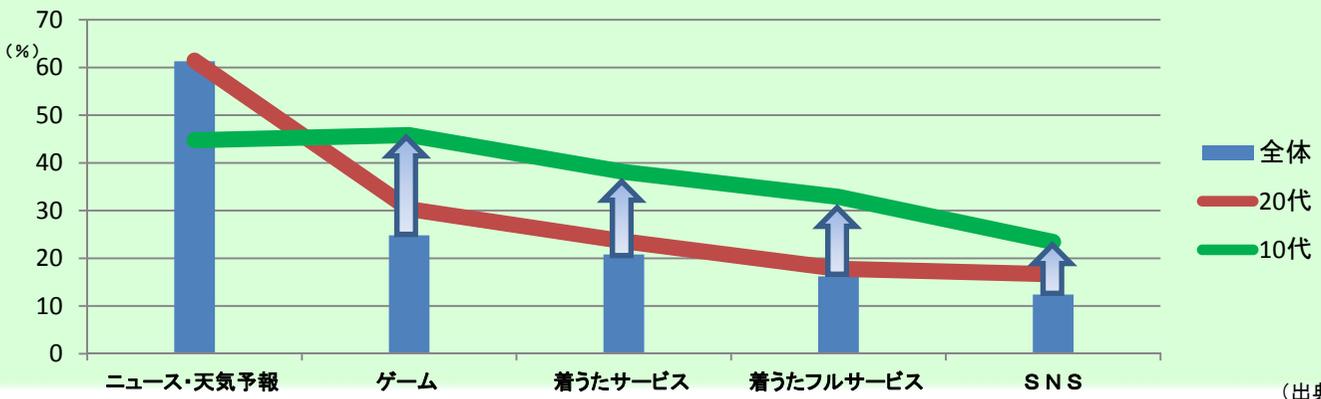
モバイルコンテンツ市場の拡大

～リッチコンテンツを中心に拡大を続ける



(出典)総務省「モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」

利用してみたいサービス



> 全体的にみれば、ニュース・天気予報等の日常に必要なサービスへの需要が依然として大きい。
 > 他方、若者層を中心として、リッチコンテンツへの意識が高まり。

(出典)「ケータイ白書2010」(モバイルコンテンツフォーラム)

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009年10月情報通信審議会答申)の概要

左記答申の実施状況

接続料算定の適正性・透明性の向上

- 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(「二種指定ガイドライン」)を2009年度内に策定することが適当(2010年度接続料から適用)。
- 二種会計制度を創設することが適当(2010年度会計から作成・公表予定)。

- 2010年3月 ■二種指定ガイドラインの策定
☞二種指定設備との接続に関し、接続料の算定方法及びアンバンドル等に係る考え方を明確化。
- 2010年11月 ■接続会計制度の創設(電気通信事業法の改正)
☞二種指定設備設置事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付け。

鉄塔等の共用

- 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(「電柱・管路等ガイドライン」)を改正し鉄塔等の共用に係る申込手続・拒否事由等を規定することが適当。
- 総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当。

- 2010年4月 ■電柱・管路等ガイドラインの改正
☞ガイドラインの対象設備に携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加。
- 2010年11月 ■紛争処理機能の強化(電気通信事業法の改正)
☞鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争について、総務大臣裁定等及び電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

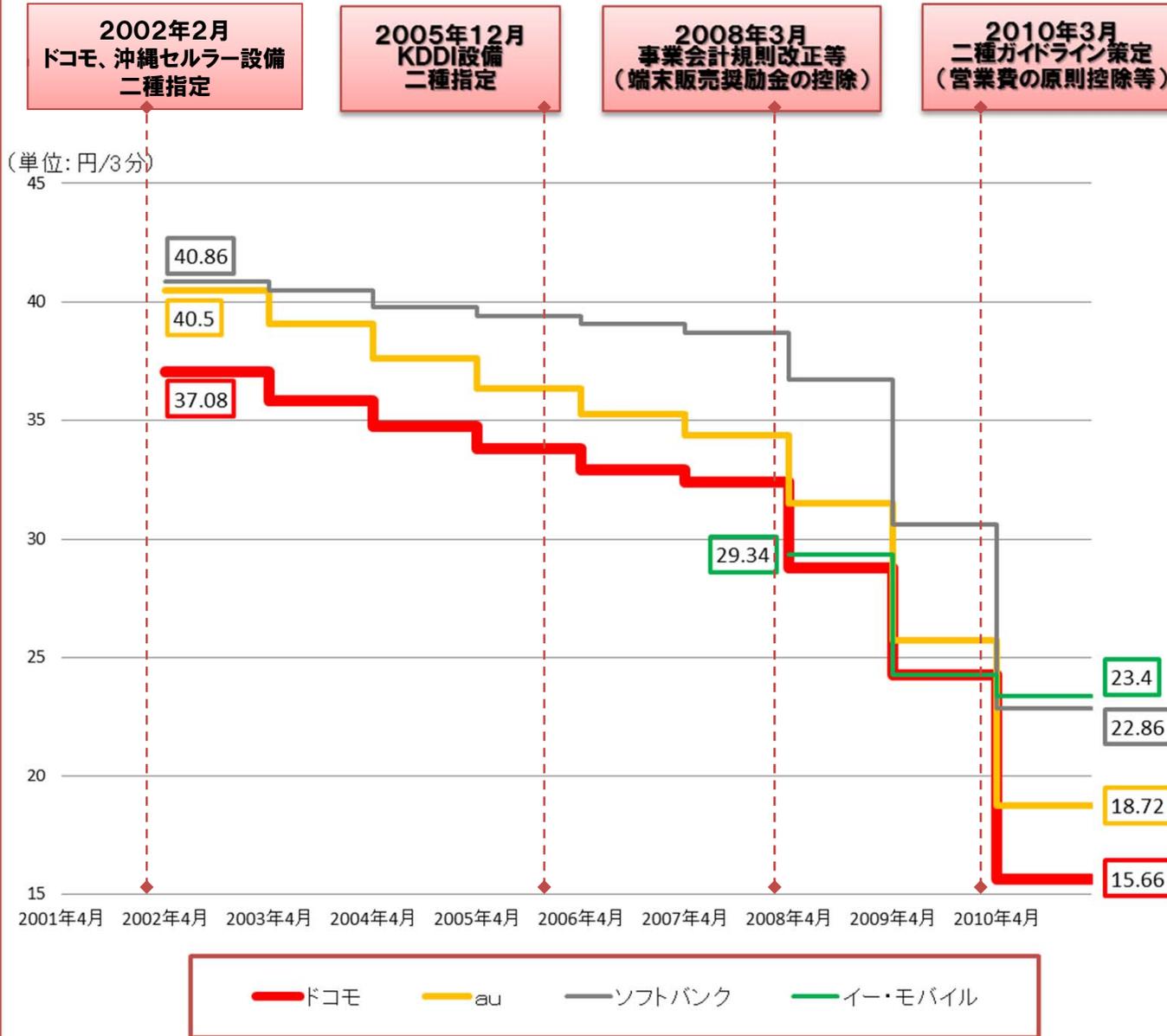
通信プラットフォーム市場等への参入促進

- まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を採ることが適当。ただし、課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等を「注視すべき機能」に位置付け、事業者間協議の進捗状況を注視し、必要に応じ適切な対応を行うことが適当。
- 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理対象範囲について、通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者まで拡大することが適当。

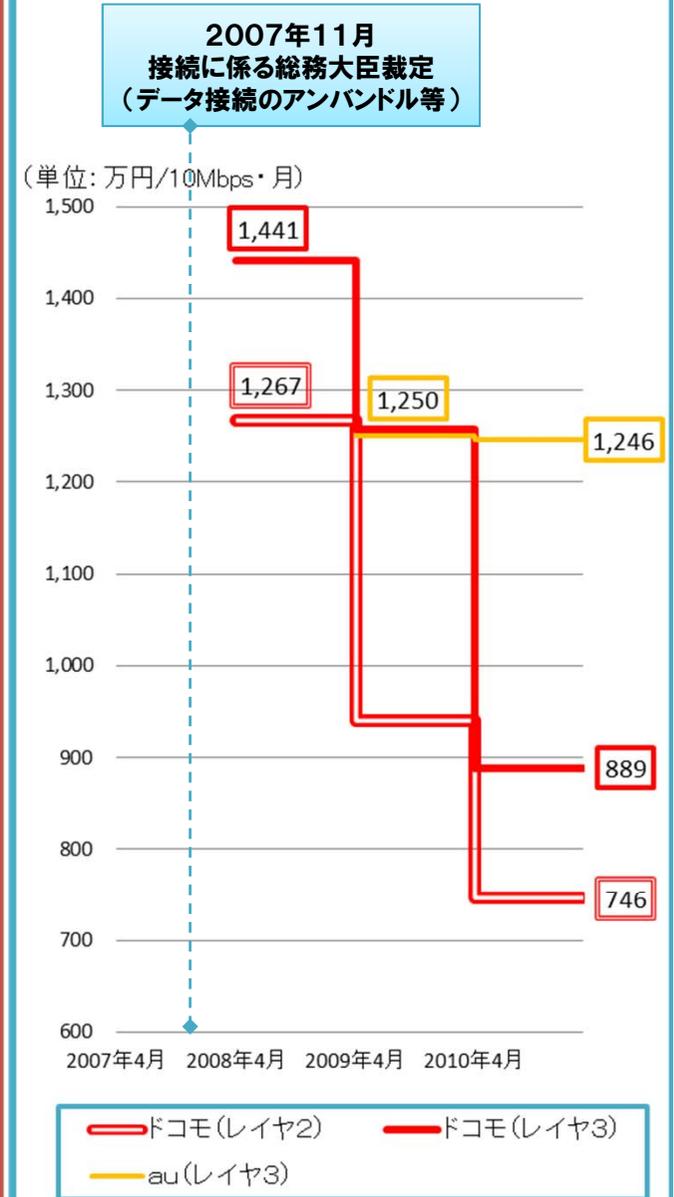
- 2010年3月 ■二種指定ガイドラインの策定
☞課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等の6つの機能を「注視すべき機能」に位置付け。
- 2010年11月 ■紛争処理機能の強化(電気通信事業法の改正)
☞コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者間の料金等を巡る紛争について、電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

携帯電話接続料の推移

音声接続料(区域内)【円/3分】



データ接続料【万円/10Mbps・月】



MVNO事業化ガイドラインについて

ガイドラインの策定（2002年5月）

- ✓ 技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規（電気通信事業法、電波法等）の適用関係の明確化を図ることを目的に、総務省において策定。
 - 電気通信事業法の観点からMVNOとMNOとの間の契約関係（MNOによる不当な差別的取扱いの禁止等）、MVNOと利用者との契約関係（提供条件の説明及び苦情等の処理）等を明記。
 - 電波法の観点からMVNOとMNOとの関係（無線局の利用等）等を明記。
 - その他、国内及び国際ローミングを行う際の条件等を記載。
 - 今後の環境変化を踏まえて必要に応じた見直しを行う旨記載。

ガイドラインの改定（2007年11月）

- ✓ ①MVNEの定義、②MNOとMVNOとの関係の明確化（卸役務提供又は事業者間接続）、③MNOとMVNOとの間の紛争処理手続の明確化、④周波数利用に係る電波法上の責任の所在等につき追記。

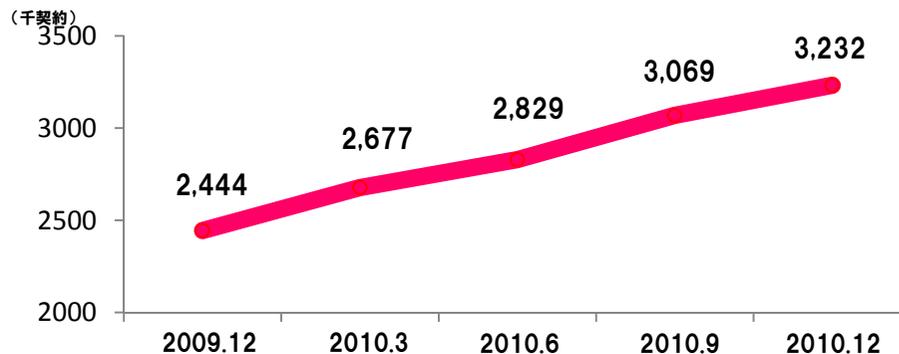
ガイドラインの再改定（2008年5月）

- ✓ 電気通信事業紛争処理委員会による勧告（2007年11月）を踏まえ、日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定内容の反映
 - 利用者料金の設定権の帰属（エンドエンド料金又はぶつ切り料金を選択可能）
 - 接続料の課金方式（従量制のほか帯域幅課金方式の採用も可能）
- ✓ MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表やMVNOに対する一元的な窓口（コンタクトポイント）の設置・公表を推奨
- ✓ MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由がないと考える事項を例示
- ✓ 特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合にMNOが講ずべき措置を明記（他事業者による無線設備利用の促進）

携帯各社に対する検討要請（2008年5月）

- ✓ 携帯各社に対し①卸電気通信役務に関する標準プランの策定、②MVNOに対する一元的な窓口の明確化について検討を要請。

MVNOの契約者推移

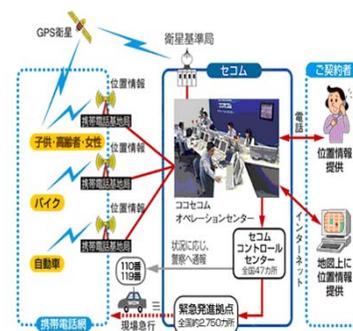


※2009.12分より電気通信事業報告規則の規定に基づき報告を受けた契約数を集計

MVNOのサービス例

ココセコム(セコム)

- KDDI等のMVNO
- 位置情報サービス(ココセコム対応携帯を持っている人の位置情報を携帯電話等の画面で確認できるサービス)、救急信号サービス、現場急行サービス
- 加入料金3,675円(税込)、基本料金262.5円/月(税込)、位置情報提供料金:210円/回(税込、電話の場合)等
※セコムHPを基に作成。



b-mobileSIM(日本通信)

- NTTドコモのMVNO
- NTTドコモFOMA網で使用できるSIMフリー端末用SIMカードと通信料のパッケージ販売。
- 1ヶ月使い放題で(2,980円税込)のプラン等
※日本通信HPを基に作成。

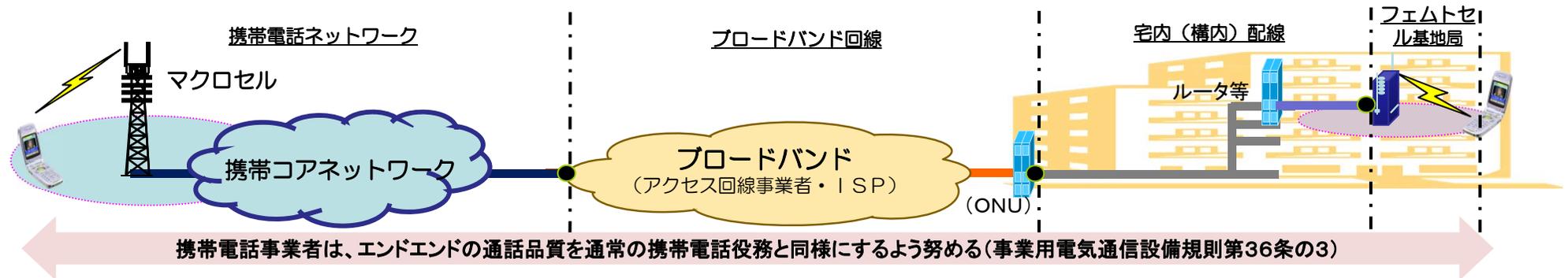
ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)

- ソフトバンクモバイルのMVNO
- ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
- ホワイトプラン(月額基本料980円(税込)、自社MVNO/MNO間はメール無料等)
※ディズニーモバイルHPを基に作成。



フェムトセル基地局の導入

- フェムトセル基地局とは、携帯電話の基地局を小型化したもので、取扱いが簡易であり、かつ宅内等への設置が可能。
- フェムトセル基地局の導入により、①携帯電話の不感エリアの解消、②同時収容数が少ないことによる従来より高速なデータ伝送サービスの実現等が期待。



フェムトセルガイドラインの策定

- 2007年9月 「モバイルビジネス活性化プラン」の公表
 - ☞ 同プランにおいて、「フェムトセルの導入にかかる法制上の取扱いについて、2007年度末を目途に一定の結論を得る」旨記載。
- 2008年4月 「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」の公表
 - ①電波法関係について、法改正を含む制度整備を行う意向を明確化
 - ②電気通信事業法関係について、関係法令の適用関係を明確化
- 同年10月 電波法の一部を改正する法律等の施行 (☞超小型基地局を免許人以外の者が運用可能)
- 同年12月 「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」の公表
 - ☞ フェムトセル基地局の円滑な開設及び適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスの円滑かつ効率的な提供を実現する観点から、携帯電話事業者等の責任関係等を含め、電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係を明確化。
- 2010年12月 電波法の改正を含む放送法等の一部を改正する法律の公布 (☞フェムトセル基地局免許の包括化)
 - ☞ 現在、当該改正等を踏まえ、フェムトセルガイドラインの改正作業中。

SIMロック解除について

SIMロックとは？

- SIM (Subscriber Identity Module) カードとは、携帯事業者が発行する利用者識別用のICカード。第3世代方式の携帯電話では国際規格化済み。
- 携帯事業者各社は、各社が販売する端末の多くにつき、自社が発行するSIMカード等が差し込まれた場合のみ動作するよう設定(いわゆる「SIMロック」)。

SIMロック解除に関するガイドライン (2010年6月30日、総務省)

■趣旨

- ✓ 海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在。
- ✓ 事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することとし、当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視。

(※) モバイルバイビジネス活性化プラン(2007年)には、「3. 9Gや4Gを中心にSIMロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。」と記載。

■対象となる端末

- ✓ 2011年度以降新たに発売される端末のうち対応可能なものから解除。対象端末、SIMロック解除に係る条件・手続を事前に公表。

■説明責任

- ✓ 事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。
 - SIMロック解除に係る条件及び手続
 - 他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性

■その他

- ✓ 通信サービスの不具合・機器の故障への対応
 - 現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備し、事業者等との間で取次方法等について協議。
- ✓ ガイドラインの見直し等

SIMロック解除に向けた事業者の動向

○2010年12月、携帯4事業者でSIMロック解除の開始に伴う携帯事業者間の基本合意事項を締結

- ☞ 責任分担の原則、故障対応の切り分け等について確認。

○2011年度以降の各社のSIMロック解除に向けた動き

NTTドコモ

→4月以降発売する全ての端末においてSIMロック解除を実施予定。

au

→他社と通信規格が異なるため互換性無し。今後検討を行う。

SoftBank

→1~2機種からテストとしてSIMロック解除を開始予定。

イー・モバイル

→詳しい対応については検討中。

SIM単体発売

2010年8月、日本通信がmicroSIMを発売開始
iPhone4、iPadに対応

SIMフリー端末発売

NTT東西のモバイルWiFi「光ポータブル」のSIMフリー版発売
ドコモ、イー・モバイルが対応SIMを提供

通信プラットフォーム研究会（08年2月～09年1月）

- 総務省において、認証・課金等のプラットフォーム機能の連携強化、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理等を目的として開催。
 - ☞ 課金・認証機能の多様化の確保のための民間フォーラムの開催等を提言。

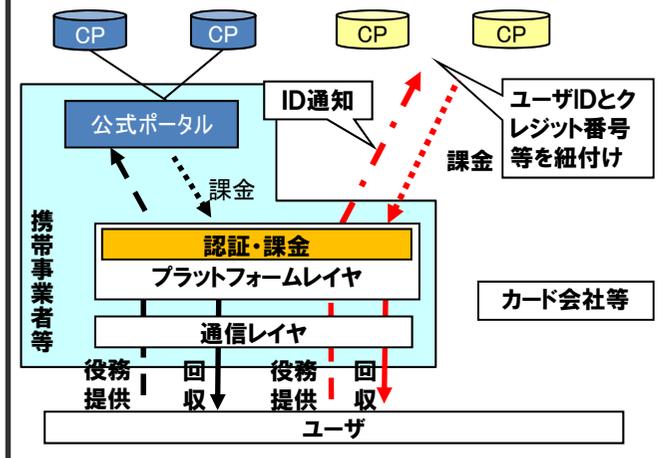
モバイルプラットフォーム協議会（09年2月～09年12月）

- 「通信プラットフォーム研究会」報告書の提言を踏まえ、民間主体（携帯事業者、CP等）の協議会として発足。09年8月に報告書を取りまとめ。
 - ☞ 認証・課金機能の多様化等に向けて、民間主体のガイドラインの策定に向けた検討を実施。

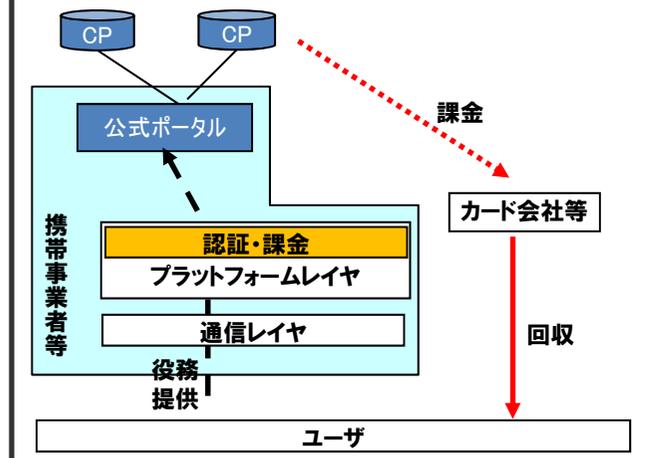
モバイルコンテンツにおける課金手段の提供に関するガイドライン(09年12月)

- 携帯端末向けコンテンツについて、ポータル機能や課金・認証機能などを担うプラットフォームの相互運用性の確保や多様化が図られる中で、関係事業者（携帯PHS事業者、CP、課金事業者等）が利用者に対し安心・安全で信頼性の高いサービスを提供するための適切な枠組みを提言。

(1) 一般サイトに対する課金回収機能の提供



(2) 公式サイトへの外部課金手段の導入



【課金ガイドラインの概要】

- (1)(2)それぞれの場合において関係事業者等が果たすべき役割等について規定。
- ① 関係事業者間の責任関係の明確化
(契約関係の在り方等)
 - ② 不正利用・過剰利用の防止
(料金上限額の設定、CPによる利用者の認証の在り方等)
 - ③ 携帯事業者から課金サービス等の提供を受ける一般サイトの遵守事項
(CPや課金事業者の適格性、運営の適正性等)

2010年7月 上記ガイドラインに基づき、課金事業者(株)ウェブマネーが携帯PHS事業者以外で初の公式サイト決済サービス参入。

(※) NTTドコモのiモードサイト(GREE、GIGAッch(ギガッch))への決済サービス。

5. 公正競争環境の検証・担保 の在り方

固定通信市場

移動通信市場

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

それ以外の設備
(マンション内屋内配線等)

第一種指定電気通信設備

アクセス回線
(シェア50%超)



アクセス回線と一体的に設置する設備

(メタル、光)

(NGN、PSTN等)

第二種指定電気通信設備

アクセス回線
(当該アクセス回線に接続する端末シェア25%超)



移動電気通信役務を提供するために設置する設備

それ以外の設備
(一部のサーバ等)

他事業者への設備の貸出に関する規制

原則非規制

接続約款認可

接続会計の整理

網機能提供計画の届出

他事業者への設備の貸出に関する規制

接続約款届出

接続会計の整理

原則非規制

接続関連規制

原則非規制

原則非規制
(ADSL等)

小売サービスに関する規制

指定電気通信役務の約款届出制
(FTTH、専用役務等)

特定電気通信役務のプライスカップ規制
(メタル電話等)

利用者料金規制

原則非規制

禁止行為規制

接続情報の目的外利用・提供の禁止

特定事業者の不当な優先的取扱い等の禁止

設備製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

特定関係事業者規制

役員兼任の禁止

接続や業務受託に関し、不公平な取扱いの禁止

行為規制

禁止行為規制

接続情報の目的外利用・提供の禁止

特定事業者の不当な優先的取扱いの禁止等

設備製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

更に、「収益ベース」のシェアが25%を超える場合に、個別に指定された者に対する規制

禁止行為規制について

- 01年、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」(☞NTT東西)及び「第二種電気通信設備を設置する電気通信事業者で収益シェア等が大きい者」(☞NTTドコモ)に対し、禁止行為規制を導入。
- これは、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化して、あらかじめ禁止し、仮にそのような行為が行われた場合に、これを速やかに是正・除去するための行為の停止・変更命令を行うもの。

接続業務に関し知り得た情報の 目的外利用・提供

【具体例】

- 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は事故の関係事業者等へ提供するような行為



特定の電気通信事業者に対する不 当に優先的な取扱い・利益付与等

【具体例】

- 自己の関係事業者のサービスと排他的に組み合わせた割引サービスの提供
- 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い
- 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 等

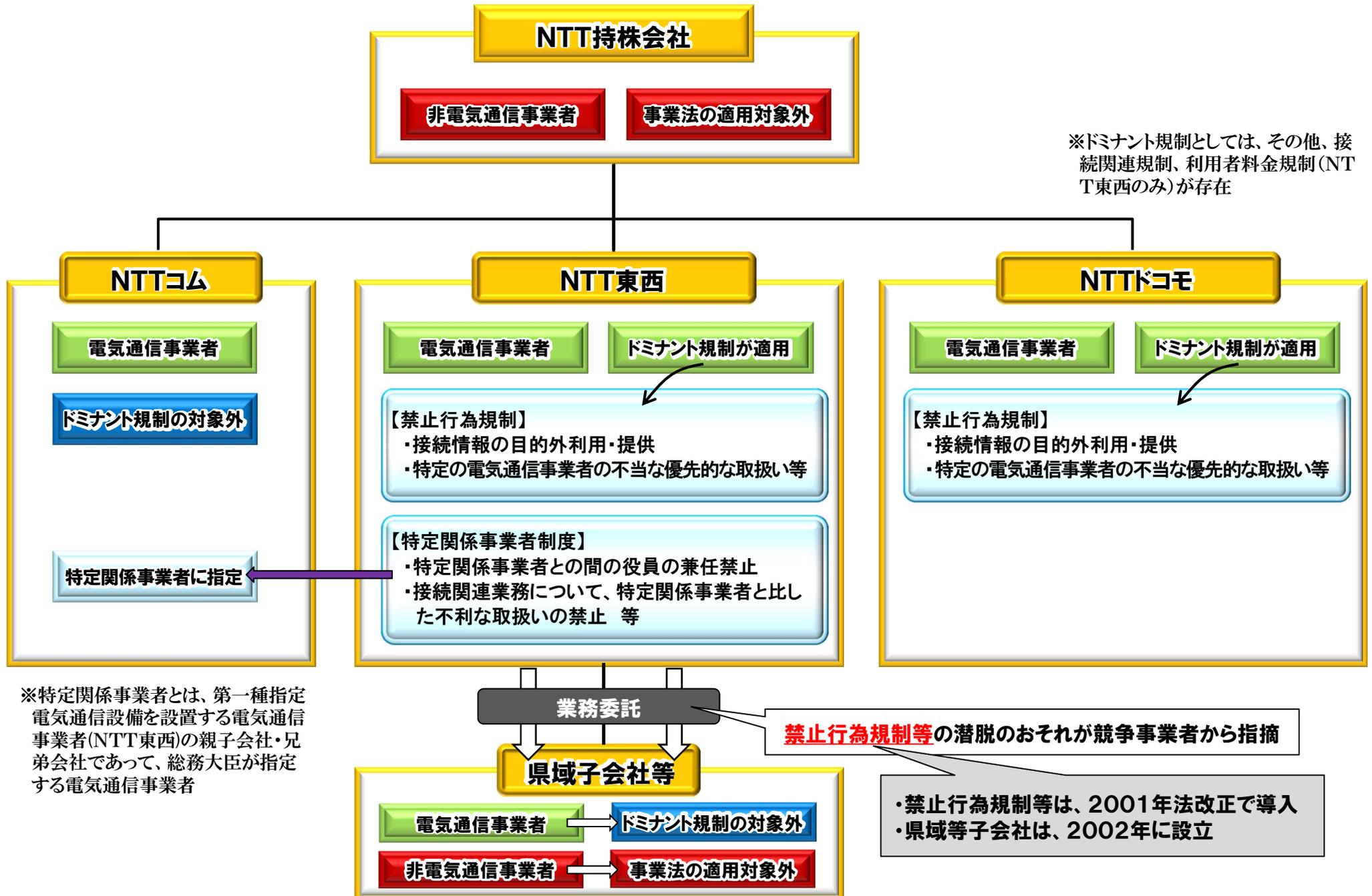


電気通信設備の製造業者、販売業者等の業務への不当な規律・干渉

【具体例】

- 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限
- コンテンツ配信事業者に対する不当な規律・干渉
- 電気通信設備の製造業者・販売業者に対する不当な規律・干渉





※特定関係事業者とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)の親子会社・兄弟会社であって、総務大臣が指定する電気通信事業者

- 競争評価は、事前規制から事後規制に転換する中で、市場動向の変化を踏まえた的確な政策立案を行う観点から、2003年度に開始。
- 具体的には、「実施細目→情報収集→**市場画定**→**競争状況の分析**→評価結果(次頁参照)」という手順で、年度ごとに実施。
- 競争評価の評価結果は、政策立案の基礎データとして活用。ドミナント規制と制度的なリンクはない。

市場画定

- ・「需要の代替性」が、市場画定の最も重要な判断基準。「供給の代替性」等を補完的に使用。
- ・これらの基準に基づき、サービス市場と地理的市場の画定を実施。

主な画定市場

領域	主な画定市場(含部分市場)
固定電話	固定電話 中継電話 050-IP電話
移動体通信	携帯電話・PHS
インターネット接続	ブロードバンド ADSL FTTH ケーブルインターネット ISP
法人向けネットワークサービス	WANサービス 専用サービス

■ 市場画定(06年)後、相当期間が経過
 ■ EUの市場画定と異なり、小売市場が対象

競争状況の分析

- ・画定した市場における市場支配力の存在や行使の評価に当たっては、以下の判断要素を総合的に勘案。

主な判断要素

市場の状況

- 市場集中度(累積集中度、ハーフィンダール指数)【量的基準】
- 競争者の数
- 参入の容易性(規模の経済性、範囲の経済性、ネットワークの外部性等を含む。)
- 隣接市場からの競争圧力
- 法制度上の規制ルール等

事業者の地位及び競争者の状況

- 市場シェア(シェア、順位、競争者のシェアとの格差、シェア・順位の変動等)【量的基準】
- 不可欠設備の存在
- 競争者の供給余力及び代替性
- 価格の水準と推移
- スイッチングコストの程度等

2009年度の競争評価結果

■通信市場は、いずれも高度に寡占的。特に、固定電話、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。

■市場支配力の存在・行使についての評価結果に、大きな変化はない。

領域	主な画定市場 (部分市場を含む)	2009年度の評価結果					
		市場集中度(HHI)		NTTグループのシェア		市場支配力の存在	市場支配力の行使
固定電話	固定電話	6951 ↓		82.9% ↓		◎ (単独)	△ (ブロードバンドへのレバレッジの懸念)
	中継電話	市内	2433 ↓	市内	75.3% →	○ (単独・協調)	× (低)
		県内市外	2301 ↓	県内市外	73.5% →		
		県外	3574 ↓	県外	72.5% →		
		国際	2870 ↓	国際	66.4% ↑		
050-IP電話	3168 →		35.1% ↑		△ (協調のみ)	× (低)	
移動体通信	携帯電話・PHS	3461 →		48.2% →		○ (単独・協調)	× (料金の透明性確保、プラットフォームの互換性を注視)
インターネット接続	ブロードバンド	3048 ↑		52.7% ↑		○ (単独・協調)	△ (競争ルールの遵守状況を注視)
	ADSL	3263 ↑		34.8% →		○ (単独・協調)	× (低)
	FTTH	5836 ↑		74.4% →		○ (単独・協調)	△ (固定電話からのレバレッジの懸念)
	ケーブルインターネット	1483 ↑		-		× (単独・協調)	- (存在しない)
	ISP	1557 →		31.9% →		× (単独・協調)	- (存在しない)
法人向けネットワークサービス	WANサービス	2173 →		67.5% ↓		△ (協調のみ)	× (低)
	専用サービス	8354 →		94.6% →		◎ (単独)	× (低)

(※)市場集中度指数は、ハーフィンダール指数(HHI)による。0(完全競争)~10,000(完全独占)の値をとり、市場集中度が高いほど、10,000に近づく。

(※)◎は「強く存在すること」、○は「存在すること」、△は「何らかの懸念が存在すること」、×は「可能性が低いこと」を意味する。

- 競争セーフガード制度は、IP化等が進展する中、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置について、市場実態を的確に反映したものとするため、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組み。
- 2007年度から毎年度検証を実施。パブコメの意見を踏まえて検証を行い、その結果に基づき、NTT東西に対し必要な要請等を実施。

検証項目

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証
- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証

(3) 禁止行為に関する検証

- 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証
 - ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
 - イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
- 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

- ア NTTドコモ分離の際における公正競争条件の検証
- イ NTT再編成の際における公正競争条件の検証
- ウ 活用業務認可に当たって付した条件の検証

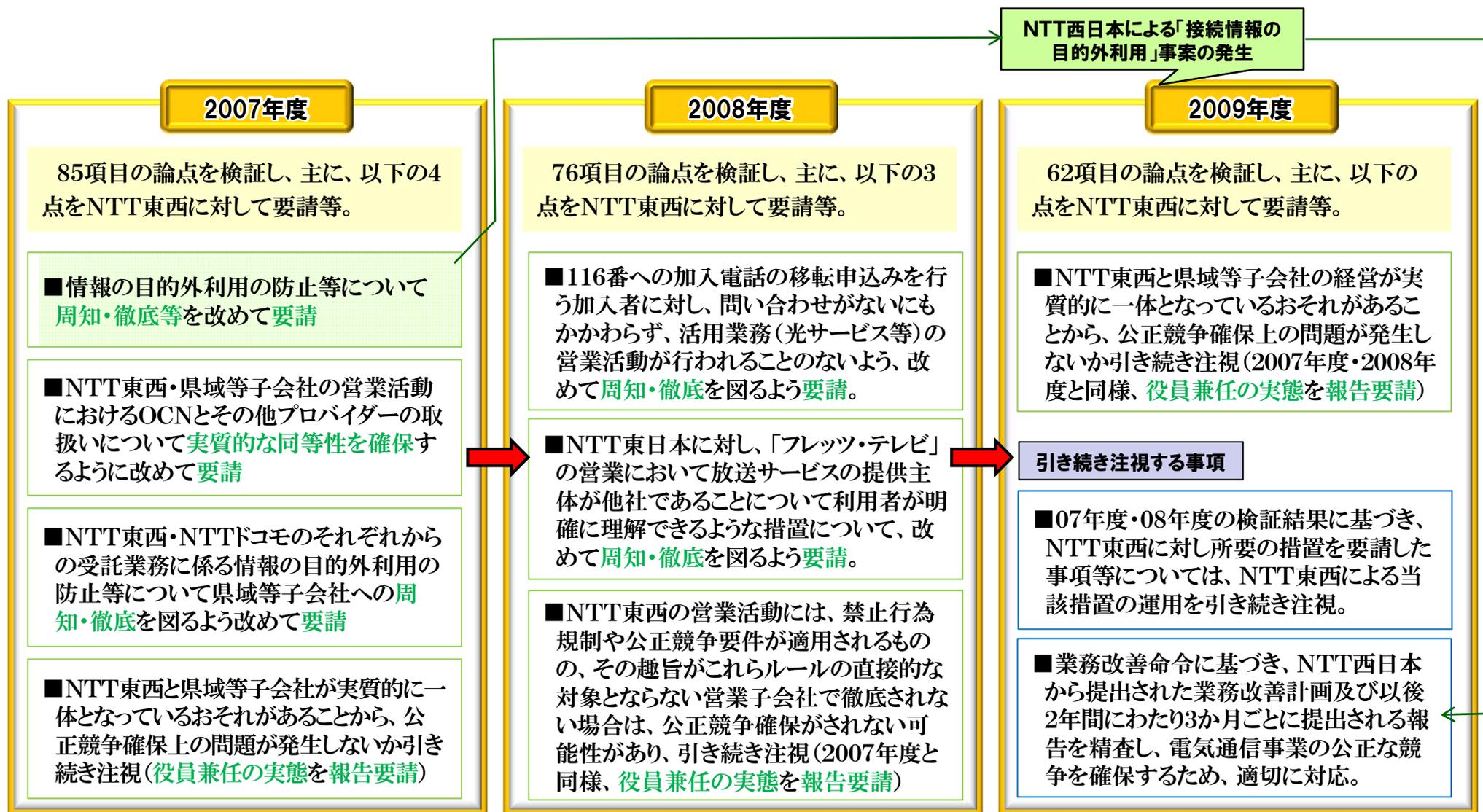
検証の具体的手順

検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行う。必要に応じて関係事業者等に説明等を求める。検証にあたってはこれを踏まえる。

総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施。

提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信審議会へ報告。

- ・検証は毎年度実施。
- ・検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図る。また、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図る。



1. 制度の概要

(1) NTT法

平成13年の法改正により、NTT東日本・西日本は、地域電気通信業務等に加えて、一定の要件を満たせば、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務等を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務(=活用業務)を営むことが可能となったもの。

※認可の要件

- ① 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

NTT東日本・西日本の
県間通信業務への進出

(2) 「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(活用業務認可ガイドライン)

NTT法の認可に係る行政手続の運用方針を明確化するものとして、平成13年12月に策定。平成19年7月に改正。

2. これまでの実績

申請内容	申請日	認可日
(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化 (NTT東西)	平成14年11月	平成15年2月
(2) 「兵庫情報ハイウェイ」構築に係る県間専用線サービスの提供 (NTT西)		
(3) 法人向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT東西)	平成15年8月	平成15年10月
(4) 固定電話発着050IP電話着の県間伝送に係る料金設定 (NTT東西)		
(5) 固定電話発着携帯電話着の県間伝送に係る料金設定 (NTT東西)	平成16年1月	平成16年3月
(6) 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT東西)	平成16年4月	平成16年7月
(7) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービスの提供 (NTT東)		
(8) 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT東西)	平成16年11月	平成17年1月
(9) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域-異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供 (NTT西)	平成18年6月	平成18年9月
(10) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定(NTT東西)	平成18年9月	平成18年11月
(11)次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定(NTT東西)	平成19年10月	平成20年2月
(12)次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定(NTT東西)		
(13)イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定(NTT東西)		
(14)映像通信網サービスの行政区域-異行政区域間における県間役務提供・料金設定(NTT東西)	平成22年9月	平成22年10月